數學研究會　方程式問題解法　一、九〇
武田建清　代數問題の解き方と其着眼點　上卷　一、五〇
　　下卷　一、八〇
　　合卷　三、〇〇
岡本瓊二　雨風地震津浪の話　上　一、六〇
同　世界百傑傳　奇怪勝海舟　一、七五
同　豪傑西郷隆盛　一、六五
秋山五村　祝賀弔祭　新しき禮式書翰　一、七〇
同　軍人新書翰　一、七〇
市川源三　高等女子書翰文　一、七〇
小林鶯里　名句傑作　美文と戯文　一、〇〇
泉斜汀原穗村　現代名家　紀行文集　一、六〇
秋山五村　ハンドブック　新語日用辭典　一、八〇
新井誠夫　詳傳精註　百人一首新釋　一、〇〇
林弘之　模範註解　英語商用書翰文　一、一〇

巖谷小波　小波お伽新集（大波の卷）　一、三〇
同　（小波の卷）　一、三〇
大槻堅溪　獨修　近古史談講義　一、九〇
久保天隨

フエビアン協會

東京市牛込區原町三丁目三八番地

安部磯雄　普通選擧と無產政黨　一、二〇
新居格　勞農ロシヤの藝術論　一、二〇
稻村守一　大宅壯一　田園文明の建設　一、二〇
富士辰馬譯　亞のローマンス　一、二〇

丙午出版社

代表者　高島米峰

東京市小石川區原町六番地
振替東京一五六八六　電話小石川一二八

水原堯榮　弘法大師影像圖考　三、〇〇
和田萬吉譯　モンタヌス日本誌　七、〇〇
橘川正　日本佛教と社會事業　一、五〇
加藤智學　大聖釋尊と淨土三經　一、五〇

アルバート・コー著　藤井章譯　宗教心理學　四、五〇
加藤咄堂　民間信仰史　四、〇〇
石田傳吉　內外理想鄉物語　三、五〇

株式會社　北隆館

代表者　福田良太郎

東京市京橋區元數寄屋町三丁目七番地
振替東京七五〇　電話銀座一七八八・一七八九・一七九五・一七九六

三月より日本植物圖鑑の上梓に着手し九月末出來したるも發賣前豫約申込豫定以上に達し再版發行の餘儀なきに至り漸く十月十五日豫約者への配本を了し續いて第三版を發行せり。

牧野富太郎　日本植物圖鑑　特價一〇、〇〇〇　八、五〇〇

寶文館

代表者　大葉久吉

東京市日本橋區本銀町三丁目一四番地
振替東京二八〇　電話大手一二〇七

清原貞雄　日本國民思想史　五、五〇
井上秀夫　無門關の新研究　（三、五〇〇　四、五〇〇）
南部修太郎　鳥籠　一、二〇

小森多慶子　青い封筒　一、二〇
原トーマス・ヘルン著　房孝譯　愛の幻想と其實體　一、〇〇
野田澤軍治　外國貿易の見方　一、五〇
水野純　日本及南支南洋の爲替　二、三〇
山川鐵三郎　河の自然現象　三、二〇
山梨縣編纂　富士山の自然界　一、五〇
小倉篤　最新生理學　六、〇〇
津倉亮一　補習教育の研究　二、〇〇
奥村奥右衛門　女子漢文精選　一、五五
平塚岸衛　自由教育眞義　二、三〇
吉田彌三郎　自由教育に基づく讀方學習論　二、〇〇
蓮實長　小學讀本を基調とせる國語綜說三、五〇
大江スミ　應用家事精義　五、五〇
村川堅固　英語索引　西洋歷史地圖　二、三〇
同　西洋歷史地圖　一、七〇
蘆田正喜　道德哲學の根本問題　五、五〇

井上秀夫　佛教の現代的批判　二、〇〇
畠山彌榮藏　長谷川彌平　松浦勇　心理學要領　、六〇
同　論理學要領　、六〇
同　教育史要領　、六〇
同　教育學要領　、六〇
越川彌榮　文化教育の原理　二、四〇
岩橋尊成　日本儒教概說　三、〇〇
島田增平　事項詳解　日本歷史年表　一、二〇
池田四郎次郎　故事熟語辭典　七、〇〇
萬富三　圖案構成と其應用　四、五〇
渡部明　輓近商業經營　三、五〇
横井時敬　農業教科書　、三〇
佐々木久吉　實業補習算術教科書　、三〇
寶文館編　女子教育　法制經濟教科書　、六〇
多賀義三郎　學校より實社會へ就職の要訣　一、〇〇

國松豊　商業教科書　上、三〇　下、四三
林茂增　名村源太郎　最新補習代數學　一、二〇
室高孝哉　ペン青年新書翰文　一、五〇
同　ペン實用新書翰文　一、五〇
同　ペン青年新はがき文　一、五〇
瀬谷愼吉郎　軍事訓練と理想の教師　一、〇〇
山宮允　英米新詩選　二、五〇
佐竹義文　歐米を縱横に　二、五〇
矢島鐘二譯　遊戯の哲學　二、〇〇
長谷川善雄　有色民族の擡頭と其發展　二、五〇

報知新聞社出版部

東京市麴町區有樂町二丁目一番地
振替東京四二〇六五　電話大手四八一〇—一四

尾崎行雄　立憲勤王論　、三〇
同　幕末史の再演　、三〇
同　筆と舌　一、八〇

中村三之亟　近代都市政治論　一、五〇
報知新聞編輯局　貴族院多額納稅議員互選人名簿　、五〇
本山荻舟　近世劍客傳　二、〇〇
矢田挿雲　小說　澤村田之助　二、五〇
白石喬二　富士に立つ影（裾野編）　二、五〇
同　同（江戸編）　二、五〇
報知新聞編輯局　今日の新聞　、八〇
中田千畝　アイヌ神話　一、二〇
雁金鈴木兩七段　高部瀬越兩六段　裨聖會棋譜　五、〇〇
棋正社同人　圍碁講義錄　一年　六、〇〇
寺田瑛　中田千畝　最近スキー術　一、五〇
報知新聞出版部　世界のキネマ・スター　一、〇〇
同　家庭部　實驗醫學　、八〇
麻生豊　漫畫ノンキナトウサン　一、五〇
大山卯次郎　太平洋の彼岸　二、〇〇
金子隆三　世界一週　父のおとづれ　三、八〇

報知新聞調査部　大正十五年　報知年鑑　一、〇〇

丸善株式會社

東京市日本橋區通三丁目
振替東京五　電話大手二八

森慶三郎　最近上水道詳論　六、五〇
吉田喜一　內外織物組織及び製造學　四、五〇
溝口好忠　立體圖學（上下）各　四、五〇
野津正忠　理論應用　計算尺精義　二、二〇
三井嗣喜　機械減摩法　五、〇〇
小林久平　增補改訂　酸性白土　五、五〇
濱田八之助　金屬蝕鏤及着色法　三、五〇
中島鉛治　他七人　增補　英和工學辭典　二、〇〇
今岡純一郎　工業經營通論　一、八〇
荒川文六　再訂荒川　電氣工學　七、〇〇
田所哲太郎　有機生物　應用膠質化學　七、〇〇
川口德三　色素製造化學　五、〇〇

刊行會　アメリカ近代住宅建築寫眞類聚　一、一〇
竹中繁次郎　轉地療法山と海　二、〇〇
商工省　關東地震調査報告　四、七〇
永積純次郎　採鑛學通論　三、七〇
槇尾榮　簡易な無線電話　一、八〇
西原泉之助（ハンスユーベルシャル）　獨逸學語入門　一、五〇
水谷通治　水素イオン濃度測定法　二、八〇
苑木鶴雄　活性炭素　三、五〇
森芳太郎（ミース）著譯　寫眞の原理　三、〇〇
水野敏之丞　無線電話大要　四、〇〇
藏前工務所編　改訂解說　市街地建築物法　二、五〇
飯野知次　絹製織出　四、五〇
槇尾榮　無線電話用電池のために　一、二〇

株式會社　平凡社　萬生閣
東京市外大久保百人町一二一番地
振替東京五二九二

田村謙治郎　勞農ロシアの新經濟政策　二、〇〇
甲斐久子　裁縫教授の理論と實際　三、五〇
同　現代作法精義　三、八〇
高木精作　現代女性體育原理と其實際　二、五〇
下中芳岳　西鄕隆盛　一、八〇
三浦關造　聖者あらたに生る　二、八〇
同　愛は貧に輝く　二、五〇
高群逸枝　東京は熱病にかゝつてゐる　一、九〇
野波靜雄　國際阿片問題　二、八〇
同　世界の自由港制度　二、八〇
安藤龍雄　英語受驗準備の鍵　一、三〇

民友社　代表者　德富猪一郎
東京市京地區日吉町
振替東京一三一〇〇　電話銀座三五〇

國民小訓の實行　紀元節に刊行した此書は、十月迄に約五十萬部を發賣した。この書ほど日本全國の各方面各階級にもれなく行き渡つて、國民全般に甚大の感化を與へたものは未曾有である。而して其の需要は少しも衰ひず、益々旺盛に赴きつゝあるとは眞に奇蹟的である。

國民史の改版完成　近世日本國民史は大正十二年九月の大震火災に、其の當時既刊十二冊の紙型を殆ど全部燒失したが、本年の六月までにその上製並製とも改版が出來し、これに昨年からの新刊六冊を加へて十八冊となり、その總紙數無慮一萬二千八百餘頁となつた。この復興版の完成と新著の續刊以來、國民史の實行は驚くべき增加を示しつゝある。

德富猪一郎　近世日本國民史　思想篇　上製　五、〇〇〇
同　並製　三、〇〇〇
同　政治篇　上製　五、〇〇〇
同　並製　三、〇〇〇
同　義士篇　上製　五、〇〇〇
同　並製　三、〇〇〇
同　世相篇　上製　五、〇〇〇
同　並製　三、〇〇〇
同　國民小訓　一、八〇
同　蘇峰隨筆　二、五〇
同　三十七八年役と外交　一、〇〇
大谷光瑞　濯足堂漫筆　二、〇〇
國民新聞社編　普通選擧早わかり　三〇

大正十四年度圖書目錄（ミ）

下位春吉　ファッショ運動　五〇
堀敏一譯　太平洋戰爭　一、〇〇
國民新聞社編輯　大正十五年　國民年鑑　五〇

都新聞社出版部
東京市麹町區內幸町一丁目五番地
振替東京七五二七　電話銀座三〇五〇・五四・四五八・九　一八九〇・四四六〇

吉川庄一郎編　ある息子ある娘　一、二〇
同　恐るべき金の力女の力　一、二〇
同　其夜の思出　一、二〇
同　腕一本を資本に　一、五〇
同　恩又は仇をどう返したか　一、五〇
同　普通選擧法大意　五〇
同　新選都々逸集　五〇
鈴木京平編　家庭に於ける實用科學　二、五〇
三須裕　化粧美學　二、五〇
江見水蔭　紫蜻蛉　二、二〇

金井紫雲　花と鳥　趣味と栽培飼肯　二、八〇

明治書院

東京市神田區錦町一丁目二〇番地
振替東京四九九一　電話大手五八四五

簡野道明　孟子通解　五、〇〇
佐々政一　修辭法講話　三、五〇
和田英松　佐藤球　重修增鏡詳解　五、二〇
田中義成　豐臣時代史　二、八〇
明治書院　教授參考書　非賣
同　女子國文教授資料　非賣
梶島二郎　代數學教授用隨伴　非賣
同　工業教育　算術教科書　四九
金子元臣　枕草子評釋　七、五〇
鹽井正男　新古今和歌集詳解　八、〇〇
今子元臣　完本源氏物語新解（上）　三、八〇
明治書院　改修新編日本文典　（上）一、三〇　（下）一、三三
芝葛盛　重修中學日本歷史　（上）一、八七　（下）一、四六
明治書院　國文新選　非賣
齋藤清太郎　新修新編　西洋史教科書　一、九二
梶島二郎　美術（全）　一、三三

目黑書店

代表者　目黑甚七
東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地
振替東京二八〇九　電話銀座五六八四

水戸部寅松　珠算教授眞義　三、八〇
岩井良雄　歷史國文解釋　二、五〇
眞先香苗　綜合美育の理論と實際　二、〇〇
佐藤良一郎　初等數學教育の根本的考察　一、七〇
田上新吉　尋常小學國語讀本　教授詳解　三、〇〇
フエヌロン著　辻幸三郎譯　女子教育論　二、〇〇
佐々木秀一　教育の方法學に就て　二、五〇
ベスタロッチ著　長田新譯　道德及宗教教育の本質　一、四〇
佐藤充一　新主義數學を基調とせる空間教材の取扱　二、五〇
吉田弘　自然界の話　光・電氣　一、七〇
田中薰登山　學習の仕方　二、三〇
塚本清　算術教授　一、二〇
肥後盛熊　新算術教授　四、五〇
齋藤薰雄　教育生活と體驗　二、四〇
山本孫一　中野恭一　尋常新算術取扱の實際　小學　二、二〇
池田房吉　尋常三四年の國史　一、〇〇
國語漢文研究會　現代國語讀本　教授參考書　非賣
大元茂一郎　文檢家事合格指針　一、八〇
フレーベル著　長田新譯　兒童神性論　一、六〇
藤本源吾　水野國太郎　ラヂオの解說　二、五〇

合資會社　叡山書店

代表者　叡山仁三郎
東京市麹町區有樂町一丁目一番地
振替東京二四一七　電話大手五〇六九

新刊書の刊行を控へ俳書の再版のみに從事せり。

モナス

代表者　尼子止
東京市小石川區茗荷谷町六番地
振替東京三〇六一三　電話小石川五四五六

新　形式的陶冶の研究　六〇
三井善五郎　算術教授の實際的新主張　三、〇〇
加藤彌平次　高村廣吉　尋五理科書解說　二、八〇
友納養德　少國民の日本史　一、八〇
オーウエン著　鎌塚扶譯　幼兒教育の新研究　一、八〇
村上湖磨雄　兒童心性考查詳解　一、五〇
九山正雄　代數解き方眞髓　一、八〇
平田華藏　讀方學習の心理　二、二〇

有斐閣

代表者　江草重忠
東京市神田區一ツ橋通町五番地
振替東京三七〇　電話四谷四三三・六三四・七〇四〇

上野道輔　增訂　簿記原理　二、三〇
戸澤鐵彥　政治學史講義　二、〇〇

田中耕太郎 商法總論概要 一、八〇
ジエージエーク 竹田武男譯 應用統計學 六、〇〇
土橋友四郎著譯 日本憲法比較對照 世界各國憲法 九、五〇
加藤正治 海商法講義 五、〇〇
河田嗣郎 社會問題體系（第一卷） 二、七〇
田島錦治 經濟原論 五、五〇
小島精一 鐵鋼業發展史論 七、五〇
牧野英一 法律に於ける意識的と無意識的 三、三〇
杉程次郎 最近 銀行論 三、五〇
勝本勘三郎 刑法の理論及び政策 八、五〇
杉程次郎 最近 貨幣論 四、三〇
横井時敬 農村制度の改造 二、五〇
泉哲 國際法概論 四、八〇
遊佐慶夫 全訂 民法概論總則 四、〇〇
遊佐慶夫 全訂 民法概論物權 六、〇〇
上野道輔 貸借對照表論（上卷） 二、〇〇
森莊三郎 日本家屋保險國營論 三、五〇
有斐閣編輯 帝國六法全書 二、五〇
小島精一 本邦鐵鋼業の現在及將來 三、五〇
三潴信三 全訂 擔保物權法 六、〇〇
小町谷操三 貨幣價値の變動と契約 二、五〇
小島昌太郎 保險本質論 四、〇〇
竹内謙二譯 アダムスミス 國富論（第一）一〇、〇〇
上杉慎吉 新稿 憲法述義 六、〇〇
民事法判例研究會 判例民事法（第三卷） 四、〇〇
牧野英一 法律に於ける 實證的と理想的 三、五〇
上杉慎吉 國體論 二、五〇
上杉慎吉 國家論 四、八〇
有斐閣編 改正 衆議院議員選擧法 一〇
青木徹二編 各條排置 民法判例集 二〇、〇〇
美濃部達吉 類集評論 行政法判例（第一） 一、五〇
同 （第二） 二、五〇
同 （第三） 四、三〇
同 同 （合本） 九、〇〇
牧野英一 法律に於ける 具體的妥當性 四、三〇
岡崎文規 人口統計研究 三、〇〇

有明堂

代表者 三浦理
東京市神田區錦町一丁目一九番地
振替東京七一四八

塚本哲三 現代文解釋法 一、六〇
メドレー 入江祝衛編 モダーン 和英辭典 二、八〇
塚本哲三 徒然草解釋（全） 四、〇〇
武笠三 誹風柳樽通釋 三、〇〇
妻木忠太 改訂增補 維新以後大年表 四、〇〇
田中饒 英作文の要點 一、五〇
オスグード原著 樺正董譯 微分積分學（全） 三、〇〇
中村慶次郎 代數學問題集 、七〇

雄山閣

代表者 長坂金雄
東京市神田區今川小路三番地
振替東京二四二一七

藤澤衛彦 日本民謠史 二、二〇
宮尾時司 改氏改名 法規實例類集 一、八〇
鳥居龍藏 有史以前の跡を尋ねて 二、五〇
尾上柴舟 歌と草假名 三、八〇
今泉雄作 小森彦次 日本陶瓷史 五、二〇
龍居松之助 庭園研究 庭の造り方 二、〇〇
稻葉君山 朝鮮文化史研究 三、六〇
辻善之助 人物論叢 四、〇〇

養賢堂

代表者 及川伍三治
東京市麹町區元園町一番地
振替東京二五七〇〇 電話四谷七〇八二

宮澤文吾 草花園藝 四、八〇
上原敬二 造園樹木 四、八〇

松田秀雄 實驗工藝作物學 四、五〇
上原敬二 實驗造園樹木 四、八〇
富樫常治 實驗果樹栽培講義 四、八〇
原攝裕 實用作物病理學 五、八〇
杉村伊兵衛 機械設計學 六、五〇
野間守人 花壇設計及花卉栽培 四、八〇
末松直次 應用植物學各編 四、八〇

隆文館

東京市京橋區南鍋町二丁目
振替東京八五三 電話銀座二二四一

清水龍山 日蓮聖人全集 非賣
大塚講話會選 懸賞實演お話 一、八〇

理文閣

代表者 田中守一
神戸市江戸町一〇二番地
振替大阪四九七五四 電話三宮長一六〇六

理文閣で發行せる月刊英語雜誌「イングリッシュ」誌上を以てクロス・ワード・パズルを紹介し、最近英語國民を風靡して居る教育的遊戯として解説したのは同誌四月號にて三月二十日頃市場に出たのである。之が日本に於てクロス・ワード・パズルを紹介した初めであつた。爾來日本で大流行となつたのは弊閣の密に本懷とする處である。

竹原實惠子 クロス・ワード・パズル（第一輯）、六〇
毛利八十太郎 英譯 カインの末裔 一、三〇
マルシヤン 獨逸語教科書（第二卷）一、九〇
江藤誠之 經濟學要說 二、〇〇
毛利八十太郎 新聞英語の解釋と用例 、四〇

早稻田大學出版部

代表者 種村宗八
東京市牛込區早稻田町
東京一一二三 三四五・三四六
振替大阪六八九〇〇 電話牛込三七四九
名古屋二三四五 三七四八

國家的大出版！一大美術品！
高野辰之 黒木勘藏 校訂 元祿歌舞伎傑作集 二五、〇〇
全二冊（江戸之部 上方之部）菊版千五百頁五號總振假名

▼萬代不朽の大著「國民精神」研究の根本資料
契沖阿闍梨撰 木村正辭校 萬葉集代匠記 一揃 三〇、〇〇
附錄共全六冊。菊判總布、紙數四千頁、天金紙函入

飯田敏雄譯 ラング童話集 二、五〇
横山又次郎 智識の庫續編 世界の反響 二、八〇
遠藤隆吉 老子をして今日に在らしめば 二、八〇
遠藤隆吉 易の處世哲學 二、八〇
蘆谷蘆村 世界童話研究 二、五〇
小栗逞治 吉田茂夫 有用織物の製造法 四、〇〇
長谷川慶三郎 希臘思想講話 二、五〇
伊達豊 家庭學校用 兒童劇 二、二〇
安藤博 無線電話の研究 三、五〇
大澤一郎 櫻井省吾 建築衛生工學 六、〇〇
横山又次郎 生物地學講話 三、〇〇
米山勝美譯 イングラム著 經濟學史 三、五〇
安藤博 放送ラヂオ 二、〇〇
市島春城 隨筆 賴山陽 二、八〇
三平文 絹精練 漂白・錫增量及其仕上 六、五〇
小泉英一 伯林夜話 二、三〇
槇尾赤霧 面白い科學の話 二、三〇

追補

郁文堂書店 東京市本郷區森川町一
金尾文淵堂 東京市麴町區永田町二ノ三〇
紀元社 東京市小石川區西原町二
甲子社書房 東京市赤坂區青山南町六
金刺芳流堂 東京市神田區今川小路一ノ五
教育研究會 東京市神田區錦町三
九段書房 東京市神田區今川小路二ノ五
啓文社 東京市本郷區元町二ノ四七
研究社 東京市麴町區富士見町六ノ七

玄文社	東京市芝區芝公園九號地	
交蘭社	東京市神田區南神保町一六	
素人社	東京市本郷區丸山福山町二二	
新詩壇社	東京市牛込區甲良町	
春鳥會	東京市牛込區辨天町一〇三	
修文館	東京市神田區表神保町二	
松雲堂	東京市神田區今川小路二ノ一七	
自疆館書店	東京市神田區錦町一ノ二	
人文會	東京市牛込區矢來町三	
政教社	東京市四谷區愛住町	
誠文堂	東京市神田區錦町一ノ一九	
竹中書店	東京市牛込區岩戸町三	
大明堂	東京市神田區小川町四〇	
大雄閣書房	東京市神田區表猿樂町二〇	
中興館	東京市神田區表神保町二	
中文館	東京市牛込市ヶ谷甲良町	
忠誠堂	東京市神田區今川小路二丁目	
吐鳳堂書店	東京市本郷區龍岡町三四	
南江堂	東京市本郷區春木町三丁目	
內外書房	東京市神田區表猿樂町九	
內外出版	東京市神田區錦町一丁目	
日本書院	東京市麹町區麹町三ノ二	
白鳳社	東京市神田區通神保町六	
培風館	東京市神田區錦町一ノ六	
プラトン社	大阪市東區谷町五丁目	
松邑三松堂	東京市京橋區南鍛冶町一	
明治圖書	東京市京橋區入舟町五	
明文堂	東京市神田區錦町一ノ一	
右文館	東京市神田區表神保町三	
六盟館	東京市日本橋區鐵砲町三	
六合館	東京市日本橋區數寄屋町九	
泰文社	東京市牛込區早稻田鶴巻町	

復興更に躍進

●裏日本に活躍せんとせば

●裏日本第一の新潟毎日を讀め！

●裏日本に廣告せんとせば

●裏日本第一の新潟毎日を採れ！

每號十頁

朝夕刊行

新潟毎日新聞社

新春の讀書界を飾る三名著

松浦一著 魂の故郷

「文學の本質」「生命の文學」等の著者として、已に斯界に知らるゝ松浦先生最近の著述です。内容は先生の該博深奥なる知識を以て尋れられたる「言靈」「白光三題」大正六年以來の短歌抄「素月抄」等です。數多き著書の中、これこそ本當の靈の讀物だと思ひます。

四六版二百十五頁　定價　一、八〇　送料　〇八

神原泰著 未來派研究

「未來派」なる語は已に新奇なる言葉ではありません。にも拘らず、未來派の眞諦を知る人は何程あるでせう。本書は、その名の如く日本に於ける未來派研究の唯一の書であります。未來派の誕生、歐洲戰當時に於ける伊國未來派の活動、未來派劇、未來派の自由語等各方面にわたる研究です。新しい世界に活動せんとする人々に御勸め致します。

四六版三百二十頁　定價　二、六〇　送料　一二

山谷省吾譯 ハルナック原著 基督教本質

ハルナックは現代世界の有する最も勝れた歴史家であります。「基督教の本質」は、彼の專門的研究の成果を平易な言葉を用ゐて、一般讀書界に送つたものです。此書に於て彼は、歴史に現はれたイエスの福音の要素を叙述し、それが續く各時代に於て爲した發展を檢べ、基督教の本質を明にしてゐます。プツセツトは本書を、シユライエルマツヘルの「宗教論」と並べて稱讃しました。獨逸では既に十萬部を出し、且つ七ケ國語に飜譯され、異常の歡迎を受けて居ります。豐富な内容と、力ある文章と、正鵠な判斷と、滿ち溢るゝ生命とは、讀者の心を捉へるに相違ありません。敢て御一讀を乞ふ。

菊版三五〇頁　定價　二、八〇　送料　一八

發兌　東京市牛込區　東山伏町一四　電話牛込一三五六番　振替東京二六四三番　イデア書院

▲愛書家の福音・圖書學研究資料▼

誠堂古書籍目錄

實費金五圓五拾錢・書留送料金廿七錢

▲菊判總クロース綴全一冊・金文字入美裝・本文七八二頁・寫眞版二十餘枚挿入▼

當目錄は弊店創業滿二十三年記念に際し販賣在庫品を基とし汎ゆる和漢洋古典籍、稀書、珍書、美術、宗教、哲學、文藝、史學、地誌、法政、經濟、理化、博物、農林、水產、鑛業、電氣、機械、建築、工業、數學、醫書其他百般書籍を各科目に類別し之に時價及び送料を記載したるもの限定五百部を刊行し平素の御愛顧各位へ謹呈なしたる所右は圖書學研究の絶好資料なりこの高評を博し且つ各地愛書家諸彦より廣く一般に頒布せよとこの御勸誘に從ひ茲に增刷三百部を印行し前記實費を以て高需に應ずることゝせり。乞ふ賣切ざるうち御申込あらんことを。

圖書館學校納本調達
和漢洋古典籍
美術一般書籍　販賣

東京市神田區通神保町五番地

誠堂書店

電話大手四九七七ノ二九
振替東京二五二八一番

祝發刊

北隆館	東京堂	東海堂	大東館

十四年に創刊された雑誌

〔一　月〕

▼「將棋新誌」　將棋の研究誌（京橋區銀座二ノ十大野萬歲館）

▼「インヴエストメント」　債券協會の機關誌、法學博士小川郷太郎氏主宰（大阪市西區江戸堀北通一ノ一一債券協會）

▼「序曲」　音樂雜誌（大阪市北區堂島裏アジヤンタ社）

▼「天然」　仲小路彰氏編輯（麻布區廣尾町二天然社）

▼「判例大系」　法律雜誌（京都市丸太町通寺町弘文堂）

〔二　月〕

▼「鐵鎚」　舊「內在」同人を主とする學藝雜誌（東京市外巢鴨町一一六四、鐵鎚社）

▼「萬人文藝」　橋本憲三、高群逸枝

藤井久市、木田開四氏（市外東中野一七二四）

▼「三昧」　碧梧桐氏の「碧」と「東京俳句」を合併して生る（牛込加賀町一の九河東碧梧桐氏方）

▼「日本詩壇」　坂本哲郎他二氏編輯（府下高田町雜司ヶ谷四五二同社）

▼「新詩人」　島田芳文氏の編輯、（新詩人協會）

▼「箕坐藝術」　河原萬吉、大關五郎、赤松月船氏等（栃木縣烏山町仲町四九六）

▼「稻人」　早大文科學生を同人とす（市外青山原宿二〇三井上方）

▼「南國」　文藝雜誌（麻布區本村町一四六奏情詩社）

▼「清元」　清元研究の機關誌、（京橋區築地一ノ六清元社）

▼「探偵文藝」　（麹町區丸ノ內報知ビルヂング三階奎運社）

▼「藝術社會」　（京都市中立賣室町東入新田書房）

▼「原始」　加藤一夫個人雜誌（府下吉祥寺町中通二七五七）

▼「江原小彌太個人雜誌」　（牛込區筑土八幡町二一越山堂）

▼「開化草紙」　（牛込戶山町一三正岡方）

▼「新舊時代」　明治文化研究會の機關雜誌、石井研堂、石川巖、井上和雄、尾佐竹猛、小野秀雄、吉野作造外骨藤井甚太郎諸氏編輯（京橋區南金六町福永書店內明治文化研究會）

▼「產兒制限評論」　山本宣治氏主幹（京都市外宇治町同社）

▼「ユリカゴ」　ローマ字の雜誌で子供の讀物（本郷區駒込曙町一日本のローマ字社）

▼「文藝復興」　原田謙次氏が主となつて創刊された文藝雜誌（本郷區臺町一文藝復興社）

〔三　月〕

▼「彼岸」　邦枝完二、他三氏の文藝雜誌（四谷區新宿一ノ五一棗芳閣）

▼「春光」　美術音樂映畫劇文藝等（芝

區白金三光町二五四春光會）

▼「地理學評論」　地理學に關したる研究（東京市外西大久保四五九古今書院）

▼「日活映畫」　（芝區愛宕下町二ノ二映畫世界社）

▼「ラヂオ」　ラヂオに關する雜誌（麹町區富士見町一二〇ラヂオ社）

▼「京都美術」　（京都市上京區下立賣通ふ川角、同社）

▼「我家の文化」　（京橋區尾張町二燕澤ビル、家庭と電氣社）

▼「ボエチカ」　帝大英文學敎授ブランダン、前帝大英文學敎授ニコルズ北村喜八、山宮允、齋藤勇氏等同人（本郷一高前本郷書院）

▼「人と藝術」　津村京村氏により復活（市外代々木初臺五三九）

▼「歌人」　（淺草區北清島町一一六文化社）

▼「太白」　吉井勇氏援助、中原綾子氏を迎へ、再び發行

▼「木食上人之研究」　柳宗悅氏（甲府市常盤町野々垣邦富方木食五行研究會）

▼「宇宙」　日本大學文學部系統の發表機關（麹町區上六番町二一宇宙社）

▼「造型」　美術雜誌（兵庫縣武庫郡六甲村八幡十三ノ一白陽叢集社）

▼「未來へ行く者」　栗原孝太郎氏個人雜誌（詩藝術社）

〔四　月〕

▼「低學年敎育」　低學年の敎育に關する研究（本郷區向ヶ岡彌生町三、文化書房）

▼「農業經濟研究」　農業經營學農業政策農業統計農業史其他農業經濟に關する理論及び應用の研究（神田區南神保町一六岩波書店）

▼「文藝戰線」　（東京市外雜司ヶ谷龜原五四）

▼「我等の政治」　政治敎育會機關雜誌（神田今川小路、政治敎育會本部）

▼「社會學研究」　米田庄太郎、高田保馬、赤神良讓三氏監修日本社會學院編輯（神田區表神保町二同文館內社會學研究會）

▼「文藝日本」　岡田三郎氏の編輯（牛込區河田町一一文藝日本社）

▼「演劇研究」　イプセン會の機關雜誌（東京市外池袋九九九、四紅社）

▼「鼎座」　法政大學文科生同人（大雄閣）

▼「主潮」　早大文學部學生有志（市外下落合一九一二小宮山方）

▼「野馬」　（國學院大學文學部學生）

▼「詩仙」　（横濱市青木町辰町七一九戶塚方詩仙洞）

▼「藝術春秋」　（本郷區春木町二ノ二八綜合藝術社）

▼「長唄」　（神田錦町一ノ一九長唄社）

▼「民謠研究」　（淺草神吉町四四其社）

▼「日本思想」　遠藤無水氏個人雜誌（牛込原町一ノ五八無水庵）

▼「ローンテニス」　日本庭球協會の機關雜誌（瀧野川町田端四一、テニス發行所）

▼「テニス」　日本軟球協會の機關誌

（上野北大門町帝博ビル内日本軟球協會研究部）

▼「ラヂオファン」（麹町區内幸町一ノ六、ラヂオファン社）

▼「流行グラフ」（京橋區佐柄木町七流行グラフ）

▼「食」食物の研究雜誌（麻布區十番通り、綠葉社）

▼「成功談倶樂部」（京橋區銀座山口銀行ビル内、東京商事社）

▼「美の國」美術雜誌（小石川區音羽町九ノ一六行樂社）

▼「松竹」（京橋區南鍋町山口ビル内松竹雜誌社）

▼「温泉春秋」（東京市外西大久保二二九温泉春秋社）

〔五　月〕

▼「解放」解放運動專門のもの（芝區新櫻田町一九其社）

▼「都市問題」都市に關する諸問題の調査研究（麹町區有樂町一ノ一、東京市政調査會）

▼「東洋學藝雜誌」震災のため休刊中の所協議の結果五月號から續刊

▼「マロニエ」繪畫雜誌（神田區今川小路一の一大鐙閣）

▼「小學グラフ」教育雜誌（麹町區三番町）

〔六　月〕

▼「社會科學」學術研究の雜誌（改造社）

▼「クラルテ」麻生、新明、高倉、小牧、伊藤、大宅、阪本氏等同人（大阪）

▼「文學評論」萩原恭治郎、他七氏同人（市外世田ケ谷三宿一九六同社）

▼「櫻都童謠」土屋由岐雄氏個人雜誌（小石川區上富坂町二二）

▼「黒昏」詩誌（麹町區三番町八〇清水方）

▼「新劇研究」（小石川區駕籠町新劇研究所）

▼「四次元時代」（詩藝術社）

▼「日本大學詩人」（日本大學詩人會）

▼「近代詩歌」（小石川區林町四〇、自由詩社）

▼「藝術と自由」現代語新詩歌雜誌（日本橋區大工町紅玉堂）

▼「白金文學」沖野岩三郎氏を中心とした文學雜誌（日本橋區數寄屋町大阪屋號）

▼「銀座」銀座に關する趣味（京橋區築地二ノ六、銀座社）

▼「美容」（神田區表神保町一〇、美容社）

▼「婦人の國」松田鶴子女子を主幹とした婦人雜誌（牛込區矢來町三、新潮社）

▼「新知識」科學雜誌（千葉縣東葛飾郡葛飾村西海神、新知識社）

▼「商店實務界」（小石川區水道端町二ノ六四、商店實務界社）

▼「芽生」芽生座の後援と、劇に關する研究が目的（赤坂區一ツ木町二四、須田書店）

▼「歌舞伎」歌舞伎座の機關雜誌（京橋區木挽町、歌舞伎座内歌舞伎發行所）

▼「喜劇春秋」喜劇春秋座の機關雜誌（神田駿河臺鈴木町、東京演藝通信社）

▼「文藝新潮」（神田區雉子町三一同社）

▼「黒百合」詩文雜誌（市外大森町五四九番地アルト社）

▼「姉妹之友」文藝雜誌（神田區堅大工町九同社）

▼「黒蜂」同人雜誌（市外下澁谷一五一五同社）

▼「老松」老松座報（小石川區上富坂町三三）

▼「スバル」詩歌雜誌（麹町區三年町二同社）

▼「抒情詩」二十八人の會員よりなる詩人協會の機關雜誌尾崎喜八、金子光晴、岡村二一、井上康文、陶山篤太郎、渡邊渡六氏編輯（小石川區林町四〇抒情詩社）

▼「民論」政治雜誌（川崎市東田町二同社）

▼「びるせん」野口米、秋元兩氏顧問（慶應詩話會）

▼「新刊批評と紹介」新刊書を批評紹介し、讀書人の指標、出版業者の好伴侶とするが目的（芝區白金三光町三四二國際思潮研究會）

〔七　月〕

▼「三田文藝陣」慶應大學文學部宮脇二郎、阪井修一、藍川清、兼子竹次郎、森川宗興、三浦二郎、坂井修一、藍川清隆、野間省三、宇佐見富壽諸氏同人（日本橋區通四丁目、春陽堂）

▲「ラヂオと放送」ラヂオ雜誌（本郷區春木町、ラヂオと放送社）

▼「新興日本」（小石川區大塚窪町二四かの三號、新興日本社）

▼「日蓮聖人遺文研究」日蓮聖人研究（下谷區櫻木町、天業民報社）

▼「不同調」中村武羅夫氏を始め七名の同人雜誌（牛込區矢來町、新潮社）

▼「文藝」今東光、金子洋文、古賀龍視、飯田豊二、赤松月船、佐藤八郎、村山知義、水守龜之助諸氏を黨人とす（神田區今川小路一ノ四、金星堂）

▼「創造文藝」（東京市外澁谷川町上中里六二一、創造文藝社）

▼「新人文藝」（東京府下雜司ヶ谷三七三、新人文藝社）

▼「東方之星」高須芳次郎氏の個人雜誌

▼「虚無思想研究」辻潤、卜部哲次郎、荒畑畔村の三氏（日本橋區下槇町一二、新聲社）

▼「六號評論」詩月評雜誌（本郷追分八八、會陽館六號評論社）

▼「朝」赤松月船、村井武生氏等の詩雜誌（雜司ヶ谷五）

▼「DADAis」詩文雜誌（市外巢鴨町宮下一六五三、ダダイズム社）

▼「獺祭」俳句雜誌（市外南品川三ツ木八七二同社）

▼「典籍の研究」和漢用の典籍の研究（大阪市西成區玉出町九七九、同

社）
▼「三崎文學」　日本大學文學藝術科學生（日大前瑠璃燈内）
▼「社會主義研究」改題「解放思想」「解放文藝」「解放法律」の三月刊雜誌を創刊（解放社）
▼「555」　文藝思想評論雜誌（本郷區東竹町二一、四方堂）
▼「ピイドンドン」　童謠童話雜誌（土屋由岐雄氏）
▼「母性研究」（市外下落合七四五、倉田一郎方）
▼「女性文化」　日本女子高等學生（女性文化協會）
▼「錯覺」　映畫文藝雜誌（牛込横寺町六四同社）
▼「詩之家」
▼「啄木鳥」
▼「手のある雜誌」　蔭田夏夫編輯
▼「潮流」

〔八　月〕

▼「自然科學」　學術雜誌（改造社）
▼「自由詩人」（市外中野町西町三六一九、勝田方）
▼「三人」　代田重雄他二氏
▼「ド・ド・ド・」（本郷追分町八八、同社）
▼「わだつみ」　暗礁の改題詩歌文藝雜誌（小石川大門町四）
▼「漁る人」　童謠話雜誌（土屋由岐雄、鈴木靜雄兩氏）
▼「草原」（赤坂一ッ木其社）
▼「世界詩人」（神田錦町一ノ一、同社）
▼「椋梧」（戸塚諏訪仲通、同社）
▼「映畫の國」（市ヶ谷富久町、鶴山閣映畫劇協會）
▼「詩神」　詩の雜誌（四谷區新宿一ノ五一、聚芳閣）
▼「純文學」（小石川區白山御殿町三二抒情詩社）
▼「美術春秋」（東京市外瀧ノ川西ヶ原五一一、美術春秋社）
▼「黒闇時代」（市外井荻村下荻窪二一一）
▼「成人」　成人教育協會編輯（麹町區三番町六三、開發社）
▼「夜の東京」「うきよ」式の雜誌（芝區二本榎町二ノ一四、夜の東京社）
▼「フエビアン」　フエビアン協會の機關誌（牛込區原町三ノ三八）
▼「俳句の世界」（市外中野町二一四〇、同社）
▼「綜合藝術」　七月創刊の「藝術春秋」改題（本郷春木町、其社）
▼「文藝三思潮」　伊福部隆輝氏編輯文藝評論雜誌
▼「刺青」（四谷區麹町一三ノ一、安藤方）
▼「詩苑園」（博隆館）
▼「始祖鳥」　下河原秀夫、大渡二、矢口孝次郎の三氏同人（中澁谷同社）
▼「文明」　文藝雜誌（小石川區丸山町二一）
▼「詩華園」
▼「鷺の巢」　文藝雜誌（牛込若松町同社）
▼「ペリカン」　涌島巍白氏
▼「黎明の鳥」　新しき村で生れた雜誌
▼「圓光」　短歌中心（新宿一ノ八五盛芳堂内同社）
▼「鴉」（市外宮益坂南郊堂内同社）
▼「人類」（牛込神樂坂文泉堂内）
▼「峰」　峰專治氏個人雜誌（本郷菊坂町二一、アカネ書房）
▼「斷層」　立木博道、今泉良策等八人の同人（牛込臺町二〇）
▼「饗宴」　文藝誌（京都市上京區田中大堰町二三、京文社）

〔十　月〕

▼「解放」　十月から綜合雜誌として復活、同人は秋田雨雀、小川未明、下中彌三郎、藤森成吉、神近市子、山崎今朝彌、石川三四郎、高畠素之、青野季吉、赤松克麿、宮崎龍介、平林初之輔、新居格、麻生久、岡陽之助、山内房吉氏
▼「讀書人」「新刊批評と紹介」と合併して復活（芝區白金三光町三四二國際思潮研究會内、讀書人編輯部）
▼「朱門」　東京帝國大學文藝部の機關雜誌（本郷區東京帝國大學文藝部朱門會）
▼「風景」　笠井義一郎、丘莊一、大串銳彦、雁谷宏弘、法春見、今氏乙治、中川規矩など同人七氏（東京市外大久保百人町二一二小林方。風景社）
▼「ミュウズ」　泰西の文學美術音樂等に關した雜誌（京都市上京區百萬遍山内、アポロン社）
▼「舞臺」　演劇雜誌（赤坂區新町三ノ二八、舞臺發行所）
▼「シネマ」　映畫の寫眞雜誌（芝區愛宕町二ノ一、映畫普及社）
▼「夜の東京」　神田區小柳町二六、夜の東京社）
▼「群盲時代」　未繁博一氏其他の同人で復活（千駄ヶ谷五三四）
▼「新劇」　畑耕一、金杉恒彌氏等で復活
▼「二人」　北村和夫、川崎金藏の兩人の雜誌（芝宇田川町同社）
▼「黒と白」　岡田春彦、村石摩太、山崎醇之輔氏等の民衆美術協會の版畫誌（本郷根津宮永町三七）
▼「若草」　文藝愛好の若き女性を中心とした文藝誌（日本橋區本銀町、實文館）
▼「稻門文藝」（下谷區谷中初音町三ノ二八、高岡方）
▼「土の力と愛」　農民雜誌（堆樹秋人大鳥居金編輯、市外淀橋角筈二八八日本農民會）

〔十一月〕

▼「局外」　上杉博士顧問（本所區元

町一二、北莊閣）
▼「文藝批評」新居格、宮島資夫、中村白葉、松本淳三、高群逸枝、新島榮治、辻潤、布施延雄、江口喚、木村毅氏等同人新居格、麻生義兩氏編輯（小石川區林町三六、至上社）
▼「祖國」內藤辰雄氏等八名の同人雜誌（市外高田町鶉山一五〇〇北村方）
▼「市場美術」（市場美術社）
▼「音樂藝術」太田黑元雄、堀內敬三、野村光一氏等を同人に山田耕作近衛秀麿氏を客員とす（芝區高輪南町第一書房）
▼「雜文本黨」安田義一、清水孝輔、川村利男氏等同人（早稻田鶴卷町五九）
▼「黃蜂」三田フランス文學部有志
▼「泉」（牛込叢文閣）
▼「自殺クラブ」遠地輝武氏其他同人（市外西巢鴨庚申塚二二八上野方）
▼「抒情詩歌」大西登、尾形龜之助、神原泰、清水孝祐、泉浩郎、黃瀛、岡田光一郎、青手彗等を同人（日本詩人協會）
▼「文藝時報」（市外代々木山谷一〇八）
▼「野葡萄」詩と版畫の雜誌
▼「一人文藝」（目白女子大裏新書堂書店）
▼「途上」（法大文學部關係者）
▼「文藝市場」金子洋文編輯
▲「民族」人類學、考古學、民族學に關する研究雜誌（東京市麹町區上六番町岡書院）

（十二月）

▼「スター」娛樂雜誌（京橋區築地一同社）

主なる雜誌

（大正十三年末現在）

社會・政治・評論

▼日本及日本人 ▼日本魂 ▼東亞の花 ▼東洋 ▼都市公論 ▼中央公論 ▼大原社會問題研究 ▼我等 ▼改造 ▼關西評論 ▼我觀 ▼外交時報 ▼大東文化 ▼太陽 ▼國は民 ▼マルクス主義 ▼現代 ▼文化生活 ▼文化の基礎 ▼國際法外交雜誌 ▼國際智識 ▼國際學會雜誌 ▼國本 ▼國論 ▼産兒調節評論 ▼サンデー毎日 ▼共存 ▼週間朝日 ▼新人 ▼社會問題研究 ▼社會政策時報 ▼社會學雜誌 ▼社思想會 ▼市町村雜誌 ▼斯民 ▼支那 ▼支那時報 ▼新生の日本 ▼新時代 ▼新政 ▼自由評論 ▼自治機關 ▼時流 ▼人と人 ▼政治研究 ▼進め

法律

▼判例彙報 ▼判例研究 ▼法律新聞 ▼法律新報 ▼法律及政治 ▼法律評論 ▼法學志林 ▼法學新報 ▼法學研究 ▼法學論叢 ▼法學協會雜誌 ▼法曹會雜誌 ▼法政大學論集 ▼早稻田法學 ▼大審院判決錄 ▼行政裁判所判決錄

經濟・實業

▼東京銀行通信錄 ▼東洋經濟新報 ▼取引所研究 ▼大阪銀行通信錄 ▼會計 ▼ダイヤモンド ▼租稅研究 ▼マネージメント ▼經濟學論集 ▼經濟論叢 ▼經濟研究 ▼經濟公報 ▼經濟の日本 ▼計理學研究 ▼國民經濟雜誌 ▼エコノミスト ▼財政經濟時報 ▼財界指針 ▼財界春秋 ▼金融研究 ▼銀行論叢 ▼銀行研究 ▼實業之日本 ▼實業之世界 ▼實業界 ▼實業商店界 ▼商店雜誌 ▼商工時報 ▼商工研究資料 ▼商學研究 ▼商事研究 ▼時事經濟問題 ▼事業之日本 ▼稅

學術

▼日本心理學雜誌 ▼變態心理 ▼東京物理學校雜誌 ▼刀劍と歷史 ▼動物學雜誌 ▼地球 ▼地學雜誌 ▼地理學雜誌 ▼地理教育 ▼中央史壇 ▼理學界 ▼倫理講演集 ▼歷史地理 ▼歷史と地理 ▼講座 ▼考古學雜誌 ▼昆虫世界 ▼國學院雜誌 ▼國文教育 ▼丁酉倫理講演集 ▼哲學雜誌 ▼天文月報 ▼細菌學雜誌 ▼三田學會雜誌 ▼心理研究 ▼史學雜誌 ▼植物學雜誌 ▼數學研究

宗教

▼法華 ▼法爾 ▼法緣 ▼中央佛教 ▼達磨禪 ▼大乘 ▼大乘禪 ▼現代佛教 ▼福音新報 ▼近代生活 ▼舊約と新約 ▼道 ▼眞宗之世界 ▼宗教と思想 ▼宗教研究 ▼宗教と科學 ▼宗教 ▼聖書の研究 ▼聖潮 ▼禪道

文藝

▼俳壇文藝 ▼俳句と添削 ▼俳三昧 ▼芭蕉 ▼日光 ▼日本詩人 ▼ホト、ギス ▼讀書人 ▼潮音 ▼獵人 ▼早稻田文學 ▼吾妹 ▼吾等の文壇 ▼海紅 ▼懸葵 ▼枯野 ▼檄欅 ▼短歌雜誌 ▼層雲 ▼歌 ▼雲の柱 ▼山繭 ▼眞砂 ▲藝文 ▼現代文藝 ▼現代俳句 ▼文章倶樂部 ▼文藝春秋 ▼文藝時代 ▼文藝先驅 ▼文藝 ▼文學界 ▼文壇 ▼文化 ▼不二 ▼郊外 ▼國語及國文學 ▼心の花 ▼アララギ ▼三田文學 ▼三田評論 ▼明星 ▼脈 ▼思想 ▼新小說 ▼新潮 ▼滴 ▼兒童文學の研究 ▼序曲 ▼人生創造 ▼澁柿 ▼表現の生活 ▼獨り行く者 ▼木星 ▼戰鬪文藝

美術

▼中央美術 ▼圖案新集 ▼藝術寫眞 ▼アトリエ ▼みづゑ ▼美術畫報 ▼書畫骨董雜誌

劇

▼築地小劇場 ▼能樂書報 ▼劇評 ▼演劇新報 ▼芝居とキネマ ▼新演藝

音樂

▼音樂クラブ ▼音樂新潮 ▼音樂と蓄音機 ▼謠曲界 ▼大觀世 ▼藝天 ▼月刊樂譜 ▼三曲 ▼尺八界

醫學・衛生

▼醫海時報 ▼醫學中央雜誌 ▼醫學及醫政 ▼日新醫學 ▼日本學校衛生 ▼變態性慾 ▼東京醫事新誌 ▼臨床醫學 ▼通俗醫學 ▼健康の友 ▼衛生批判 ▼近世醫學 ▼助產看護 ▼實驗醫報 ▼食物の養生 ▼生理研究 ▼性公論 ▼性愛 ▼性の知識

電氣・科學・工業

▼印刷雜誌 ▼中央建築 ▼科學智識 ▼科學畫報 ▼科學 ▼化學工藝 ▼建築世界 ▼建築畫報 ▼建築新潮 ▼建築普及 ▼工業雜誌 ▼工業界 ▼工學 ▼工業化學雜誌 ▼電氣の友 ▼電氣工學 ▼電氣評論 ▼電氣界 ▼趣味と科學 ▼電氣時報 ▼自動車用品雜誌 ▼住宅 ▼モーター ▼染織時報 ▼スピード ▼製圖と設計

農業・畜産

▼日本農業雜誌 ▼日本園藝雜誌 ▼中央園藝 ▼畜産と畜産工藝 ▼家禽界 ▼養鷄の日本 ▼大日本農會報 ▼大日本蠶糸會報 ▼農業研究 ▼農政研究 ▼帝國農會報 ▼園藝の友 ▼蠶業新報 ▼蠶糸の光 ▼病虫害雜誌 ▼肥料研究

教育

▼日本教育 ▼理科教育 ▼學校教育 ▼藝術教育 ▼國語教育 ▼帝國教育 ▼算術教育 ▼教育評論 ▼教育研究 ▼教育問題研究 ▼教育講報 ▼教育論叢 ▼教育時論 ▼教育之世界 ▼教育學術界 ▼教材集錄 ▼教材研究 ▼明日の教育 ▼兒童教育 ▼兒童教育資料 ▼兒童研究 ▼小學校 ▼修身研究

語學

▼イングリッシュ ▼ローマ字世界 ▼獨逸語研究雜誌 ▼獨逸語學雜誌 ▼中等英語 ▼ラスムーズ ▼現代英語 ▼佛語研究 ▼佛蘭西語 ▼佛蘭西語雜誌 ▼國語漢文研究 ▼ABC ▼英語研究 ▼英語青年 ▼英語大學 ▼英語中學 ▼英文研究 ▼英文學習號 ▼商業英語 ▼商業英語通信講座 ▼商用英文研究 ▼初等英語 ▼小獨逸新聞 ▼受驗英語 ▼ジヤパン大タイムス ▼ジヤパン小タイムス

家政・婦人

▲料理の友 ▼料倶樂部 ▼流行クラブ ▼我が家 ▼家庭雜誌 ▼家庭科學 ▼家庭の友 ▼家事研究 ▼家庭洋服書報 ▼家庭洋服雜誌 ▼洋裝と手藝 ▼ウーマン・カレント ▼婦人公論 ▼婦人世界 ▼婦人の友 ▼婦人畫報 ▼婦人倶樂部 ▼婦人と新社會 ▼婦女界 ▼服裝研究 ▼技藝 ▼主婦之友 ▼主婦倶樂部 ▼女性 ▼女學世界 ▼處女の友

青年

▼獨立 ▼中學生 ▼中學世界 ▼中憲青年 ▼考へ方 ▼學習と受驗 ▼雄辯 ▼雄辯界 ▼新青年 ▼受驗と學生 ▼受驗生 ▼青年タイムス ▼青年公論 ▼青年 ▼青年大學

少年・少女

▼日本少年 ▼談話界 ▼潭海 ▼美談 ▼令女界 ▼伸びて行く ▼武俠少年 ▼五六年小學生 ▼子供の科學 ▼赤い鳥 ▼金の船 ▼金の星 ▼少年倶樂部 ▼少年世界 ▼少年王 ▼少年 ▼少女の友 ▼少女世界 ▼少女の友 ▼少女畫報 ▼少女倶樂部 ▼少女物語 ▼少女の花 ▼小學四年生 ▼小學五年生 ▼小學六年生 ▼自習と受驗 ▼飛行少年

幼年

▼童謠 ▼良友 ▼幼年幼女 ▼幼年の友 ▼コドモノクニ ▼少女號 ▼少年少女

娯樂

▼人情倶樂部 ▼ポケツト ▼ポケツト講談 ▼東京 ▼面白倶樂部 ▼大阪パック ▼音樂と映畫 ▼家庭と演藝 ▼活動雜誌 ▼活動倶樂部 ▼蒲田 ▼蒲田畫報 ▼カメラ ▼大帝キネ ▼うきよ ▼苦樂 ▼文藝倶樂部 ▼講談落語界 ▼講談雜誌 ▼演藝畫報 ▼娯樂世界 ▼行樂 ▼演藝 ▼映畫と演藝 ▼映畫通信 ▼映畫時代 ▼アサヒグラフ ▼キング ▼キネマ畫報 ▼キネマ ▼松竹 ▼世間

趣味・運動・遊戲

▼盆栽 ▼獵友 ▼體育と競技 ▼運動界 ▼野球界 ▼國民體育 ▼アサキスポーツ ▼スポーツマン ▼作興 ▼棋道 ▼棋友

旅行案内

▼東京遊覽雜誌 ▼公認旅行案内 ▼公認ポケツト旅行案内 ▼ポケツト旅行案内

出版記念會

〔一　月〕

▼「ゆかり」の出版會　藤村、素川、澤末雄、孤雁、健、柳虹、藻風、與志雄、義雄、寛、晶子其他十數氏の詩文評論、栖鳳、溪仙、素僊、柏亭、新太郎、曾太郎、紀元等諸氏の挿畫を添へた「ゆかり」をボオル・クローデル大使に贈る爲め改造社より出版、一月十五日工業倶樂部に於けるクローデル大使送別會の席上で大使に獻本した

▼「市民の敵」の會　小山勝清氏處女作小說「市民の敵」が新作社から出版された記念會を十五日夕京橋南傳馬町千代田館四階富士見軒に開く

▼「プラウニング詩集」の會　木内打魚氏近著出版を記念し京橋南傳馬町鴻の巢に三十一日午後六時開催

▼「百合が丘」の會　河崎潔氏創作童話集出版記念會を二十一日午後五時淺草雷門カフエーオリエントに開く

〔二　月〕

▼「綠草心理」の會　前田夕暮氏新著出版の會を三日午後五時三共ビル六階エムプレスに開く

▼忠雄短篇集出版記念會　六日午後六時本郷三丁目燕軒に開く

▼「樹蔭の椅子」の會　村井武生氏新著詩集出版記念のため十一日夕六時本郷燕樂軒に開く

▼詩集「風・光・木の葉」の會　大木篤夫氏の第一詩集出版を記念するため十四日午後五時本郷燕樂軒に開催

▼短篇集「嗜慾の一皿」の會　大月隆仗氏の出版を記念し十五日午後五時神樂坂カフエー・プランタンに開く

〔三　月〕

▼鏡花全集出版の發表會　一日午後五時芝山内紅葉館に開く

▼「骸骨の舞跳」の會　秋田雨雀氏の戲曲集出版を記念し十日午後六時本郷燕樂軒に催す

▼「石に打たる女」の會　守田有秋氏作長篇出版を記念し二十三日午後六時銀座三丁目ギンブラに開催

〔四　月〕

▼「花に滲ませて」の會　時雨音羽氏の近作民謠詩集出版を記念するため五日午後五時神田駿河臺カフエー・ブラジルに開く

▼「草かご」の會　尾山篤二郎氏の第五歌集出版を記念し二十日午後六時本郷燕樂軒に開く

▼日本詩集出版記念　三十日午後四時京橋銀座北日本食堂に開催

▼「馬の花簪」の會　秋山登氏詩集出版を記念し八日午後四時銀座北日本に開く

〔五　月〕

▼二書出版記念會　田丸博士著ローマ字書き「力學の教科書」桑木博士ローマ字書き「西洋近世哲學史」の出版を記念し二十日午後五時本郷帝大山上御殿に開く

▼「籠の小鳥」の會　「秋聲集」以來久し振りの短篇集「籠の小鳥」の出版を記念し加能、中村、岡田氏の發起で二十九日夜小石川偕樂園に開く

〔六　月〕

▼「自選歌集の會」　齋藤茂吉、島木赤彦、古泉千樫、中村憲吉、釋迢空、木下利玄六氏の出版を記念し六日午後五時半芝三緣亭に開く

▼「教育週報の會」　爲藤五郎氏の雜誌創刊を記念し十一日午後六時神田淡路町多賀羅亭に催す

▼「早大商學同攻會講演」　機關雜誌「早稻田商學」を發刊を記念し十三日午後一時第一高等學院に開く

▼「幻想君臨」の會　岡村二一氏の處女詩集の出版を記念し二十日午後六時銀座カフエー・キタニホンに開く

▼「凝視」の會　川添利基氏の創作集出版を記念し二十四日午後七時銀座カフエー・キタニホンに開く

▼「日本童謠集の會」　第一集出版を記念し廿八日午後四時小石川偕樂園に開く

〔七　月〕

▼「穗明」出版記念歌會　著者並樹秋人氏の爲め五日午後一時から中野桃園小川氏邸で開催

▼白鳥福田兩氏の詩集の會　著者細井和喜藏吾氏の長篇敘事詩「青春の地へ」と福田正夫氏の幻想詩劇「死の島の美女」及長篇散文詩「死の子守唄」の出版記念會が四日六時銀座タキニホンに開く

▼「女工哀史」の會　著者細井和喜藏氏のため廿三日夕六時燕樂軒で友人集會

▼「市場・工場」記念會　勞働作家狩野鐘太郎君の表現派戲曲出版を機と廿四日夕六時「銀ブラ」樓上で開かる

▼「決闘」の會　山川亮氏の著作集出版を祝ひ二十五日午後七時京橋銀座カフエー・バウリスタに開く

〔八　月〕

▼「天上の砂」の會　渡邊渡氏の詩集出版を記念し十五日午後五時から日本橋三共ビル、エンプレスに於て開催

▼「未知の婚約者」の會　廿九日夕新潟西堀通イタリア軒で渡邊信太郎氏の處女出版記念會を催す

〔九　月〕

▼「聖者あらたに生る」の會　三浦關造氏が金光教祖を書いた創作の出版を記念し八日午後五時丸ビル精養軒に開催

▼「歸る日」の會　池田小菊氏の處女作出版記念會が奥、川崎、鷹野、宇野、與謝野氏の發起で十二日夕本郷燕樂軒で開かる

▼「鸚鵡」の會　鈴木善太郎氏の戲曲集出版を祝し十七日午後六時銀座千疋屋に開催

▼「自由論」の會　近江谷晋作氏の新著出版を記念し小牧、佐々木(孝)、平林、青野氏等が牛込矢來通おでんや江戸屋で小宴を催す

▼「白空木」の會　矢部道氣氏の第一歌集出版を祝し二十日午後六時牛込神樂坂カフエー・オザワに開く

▼「勞働學校研究」の會　淺野研眞氏の新著出版を記念し三十日午後六時神田駿河臺下カフエー・ブラジルに開く

〔十　月〕

▼「土にかへれ」の會　鳴海要吉氏の詩集出版を記念し十日午後五時銀座北日本に開く

▼「未明選集」の會　小川未明氏の選集豫約出版を記念し十六日午後六時神田小川町ときわに開催

▼「亞東指要」の會　山根倬三氏十年苦心の大著出版を祝し十六日午後五時京橋楯町二二盛京亭に開催

▼「白橋の上に」の會　英美子氏の第一詩集出版記念二十四日午後五時半銀座キタニホンに開く

▼「望鄕」の會　池谷信三郎氏の新著出版を記念し二十九日午後六時三共ビル、エムプレスに催す

〔十一月〕

▼「やせた花嫁」の會　今東光氏最初の創作集出版を記念し七日午後六時本鄕燕樂軒に開く

▼「啄木の思想と生涯」の會　大原外光氏の新著のため五日午後六時京橋實業で開く

▼「祖國」創刊祝賀會　五日午後七時銀座三の二二寶菜に開く

▼「死刑宣告」の會　荻原恭次郎氏第一詩集出版を記念し六日午後六時蕭廊九段に開く

▼「色ガラス街」の會　尾形龜之助氏第一詩集出版記念、十日午後五時神樂坂川鐵に開く

▼「秋冷」の會　赤松月船氏新著出版のため十二日午後六時四谷見付三河屋日本食部に開催

發賣禁止

（單行本）

▼藤田浪人著「反逆情史」(六月)

▼十菱愛彦著「處女の門」(　月)

▼中西伊之助著「この罪を見よ」(九月

▼中村純二著「默示」(九月)

▼佐野英譯、アルツイバアシエフ作「獸性」(九月)

▼梅原北明譯「デカメロン」下卷(十月)

（雜　誌）

▼「進め」第三年第三號、安寧秩序をみだすものとして

▼「眞砂」六月號

▼「解放」七月號、秩序をみだすものとして

▼「辻馬車」七月號、風俗壞亂として

▼「早稻田文學」九月『芭蕉研究號』新人小島烏氏の長編創作『地平に現は

るゝもの』が安寧秩序を妨害するとあつて

▼「解放」創刊號コント四編のうちの一編『蕎麥屋の女』(伊藤忞)二頁發賣禁止さる、右は從來の何々第何號は發賣を禁止すとの例を破り、「蕎麥屋の女」二頁の記事は之を禁止すと命令し、其の部分切取り發賣を許した。これは一新例と云ふべきもの

「無産者新聞」の創刊「解放」の復活

「無産者新聞」の創刊

佐野學氏主筆「無産者新聞」は左記三ケ條のスローガンを掲げて、九月廿日から創刊された。

一、全國無産階級の政治新聞たらんことを期す。

一、大衆の日常闘爭の武器たらんことを期す。

一、無産階級前衛の結合促進の任務の遂行を期す。

純粹の、全無産階級の新聞として我が國に始めて生れた新聞であることは云ふまでもない。他の凡ゆるブルジョア新聞とは本質を異にし、この新聞は全無産階級のものであり、大衆の新聞であり、その日常生活の基礎に立ち全階級的な政治行動の進展のために闘爭するものである。

創刊當初は月二回發行で、十二月から週間にする豫定であつたが、四回發行の中、二回の發賣禁止といふ打撃を與へられたので、旬刊に豫定計劃を變更した。來春三月からは日刊にする計劃であると言ふ。我邦唯一の、全無産階級の新聞が本年始めて生れたことは我邦の新聞界にとつても、エポックをなしたものとして特筆しなければならぬ。

「解放」の復活

震災前まで「改造」、「中央公論」と並んで大鐙閣から出てゐた雜誌「解放」が十月から復活した。同人は元へて、はつきりした無産階級雜誌のうちでは最大のものである。編輯振りも清新で、執筆者も内容も直接間接に解放運動に關するものが多く、その點「改造」や「中央公論」よりは商賣氣が尠くて立場が明瞭なだけそれだけ地味ではあるが、瀟洒の氣に滿ちてゐる。本年雜誌界に現はれた彗星的存在として世の注目を惹いた。何よりも「改造」にとつては一大脅威であつた。因にその同人は左の十七氏である。

石川三四郎、新居格、小川未明、面家荘佶、岡陽之助、神近市子、高畠素之、藤森成吉、赤松克麿、麻生久、秋田雨雀、青野季吉、宮崎龍介、下中彌三郎、平林初之輔山内房吉、山崎今朝彌

新聞紙法及び出版法改正案

一

現行新聞紙法及出版法の惡法たることは、すでに認められて、これが改正乃至廢止を要求するは當然であるこの輿論が旺むになり、衆議院の各派協定の下に成つた左記新聞紙法改正案が四月四日衆議院に提出され、原案通り衆議院を通過したが、貴族院に於て葬られた。

新聞紙法中改正法律案

（提出者憲政會賴母木桂吉氏外五名）

新聞紙法中左の如く改正す

第二條　第四號中の「又は執行猶豫中の者」を削る

第四條　第一項中の第七を削り同條第八を左の如く改正

八、發行人の氏名年齡

同條第二項の「持主又は其の法定代理人の連署したる」を削る

第五條中の「又は持主編輯人印刷人」を削る

同條後段「但し」以下を削る

第八條第一項の「若は編輯人」「若くは假編輯人」を削る

同條第二項の「及び編輯人」「及び假編輯人」を削る

第九條の「編輯人の責任」を「發行人の責任」に改め第一號を削る

第十條の「編輯人印刷人」を削る

第十五條の「又は編輯人」を削る

第十七條第一項を左の如く改め第二項を削る

新聞紙に掲載したる事項の錯誤に付本人又は直接關係者より正誤又は正誤書辯駁書の掲載を請求したる時は其請求を受けたる後日刊新聞に在りては第五回までの發行において日刊に非ざる新聞に在りては第二回までの發行において正誤し又は正誤書辯駁書を掲載することを要す但し其の正誤辯駁書長文に亘る時は其の要旨を掲載することを得正誤又は正誤書辯駁書は原記事と同一面に掲ぐることを要す

第十七條の次に左の一箇條を加ふ

第十七條の二　發行人は次の場合に限り正誤又は正誤書辯駁書の掲載を拒むことを得

一、正誤が却て事實に反する確證ある時

二、日刊新聞紙が同一事項の續報として次の發行において同一面に依り明確に正誤したる時

三、掲載の日より一箇年を經過したる時

第十九條を左の如く改む

新聞紙は豫審の終結決定前豫審判事の爲したる審問事項中當該判事の差止めたる部分を掲載することを得委託に依り記事の掲載を差止めたる場合委託裁判所が右差止めを解除したる時は受託裁判所が解除爲さざる時といへど新聞紙に對して効力を生ず

第二十條　「得す」の次き「請願書」の前に左の文字を加ふ

「但し慣例に依り支障なきものはこの限りに非す」

第二十三條を左の如く改む

內務大臣は左の場合其の新聞紙の發賣頒布を禁止し必要あるときは之を差押へし後同一事項の掲載を禁止することを得

一、皇室の尊嚴を冒瀆する事項を掲げたるとき

二、作戰及動員に付き陸海軍大臣が命令を以て差止めたる事項を掲げたるとき

三、目的及方法を指示して直接暴動を煽動する事項を掲げたる時

四、著しく風俗を害する事項を掲げたる時

前項の命令は其の新聞紙の版別あるものに付ては版別を表示し且その事項中の違反箇所を指示すべし

本條の命令及之に依る行政官廳の處分を不當なりとする時は行政裁判所に出訴し命令及處分の取消並に直接蒙りたる損害の賠償を求むることを得

第二十四條　第一項「安寧秩序を亂し又は風俗を害するものと認むる時は」とあるを「前條第一項に當るものと認むる時は」と改む

第二十七條を削る

第二十八條中の「又は編輯人」「三月以下の懲役又は」を削る

第二十九條中の「三百圓以下」を「五十圓以下」と改む

第三十條中の「百圓以下」を「五十圓以下」と改む

第三十一條中の「及編輯人」をけづる「百圓以下」とあるを「五十圓以下」と改む

第三十二條中の「百圓以下」を「五十圓以下」と改む

第三十三條中の「及編輯人」をけづる「百圓以下」とあるを「五十圓以下」と改む

第三十四條中の「三百圓以下」を「百圓以下」と改む

第三十五條中の「第二項」をけづる「編輯人」を「發行人」と改む

第三十六條中の「編輯人」を「發行人」と改め「五百圓以下」を「五十圓以下」と改む

第三十七條中の「編輯人」を「發行人」と改め「三月以下の禁錮又は二百圓以下」とあるを「五十圓以下」と改む

第三十八條中の「第四十三條に依る禁止の裁判」を削り「發行人編輯人を六月以下の禁錮又は三百圓以下」とあるを「發行人を百圓以下」と改む

同條後段「二百圓以下」とあるを「百圓以下」と改む

第三十九條中「六月以下の禁錮又は三百圓以下」とあるを「五十圓以下」と改む

第四十條第四十一條第四十二條を削る
第四十三條を左の如く改む
第二十三條第一項第一號乃至第四號に該當する時は發行人を三百圓以下の罰金に處す
第四十五條を左の如く改む
新聞紙は誤報を掲載し且つ其正誤若は正誤書辯駁書の掲載を拒みたる時に非れば刑事及民事に關し責を負ふことなし但陷害に出たる場合若は正誤、正誤書辯駁書の掲載方が惡意に出たる場合は此の限りに非ず
名譽恢復に關する廣告は被告の新聞紙に爲すものとす
本條の訴は一ケ年を以て免責時効とす

附　則

本法は大正十四年六月一日より施行す

同上理由書

現行新聞紙法は時代の趨勢に伴はず不備の點少からずと認む是れ本案を提出する所以なり

二

第五十議會に提出された改正案は遂に葬られたが當時當局は近き議會に於て政府案として提出すべしと聲明した所であつて、政府は之が改正案を來議會に提案するの方針を取り六月十日内務省圖書課に於いて具體案の審議立案に着手した。改正案の體系は、

現行新聞紙法及出版法は單に其立法の沿革を異にするに止まり、兩法の實體は殆ど同一で、條文の如きも種々重複せる點が多く、當事者及當局の取締上にも不便の點が少なくないので、今回は之を合併して一の出版法となさんとするもので、其内容は第一章總則、第二章新聞紙、第三章雜誌、第四章普通出版物、第五章罰則となさんとするものである

而して右兩法改正中最も論議の中心となるは(一)保證金廢止(出版法を除く)(二)掲載禁止事項(三)發行禁止、發賣頒布禁止、掲載差止等の行政處分の制限等に亙る模樣であるが、就中掲載禁止事項を列擧主義に改むるとすれば、現行法の「安寧秩序紊亂云々」を如何に具體化すべきかといふことが最も難業視せられて居る。

發行權法の確立及出版稅撤廢運動

(一)發行權法の確立、(二)出版稅の撤廢は東京出版協會の多年の主張で、同協會は來る五十一議會に於てこれが實現を期すべく運動を具體化した。

その理由は(一)發行權法の確立されてゐない國は文明國では只日本あるのみで、現在我國では出版は著者には非常に便利に出來てゐるが、發行者は其の刊行物に相當の出揖を爲したにも拘らず何等確定的なる權利を有せない。著作物の複製刊行に就ては著者の自由にされる外なく、不利之より甚しきはないから、發行權法の確定を必要とする。(二)出版稅は明治四十三年西園寺内閣當時に創設されたもので、其以前には出版業には課稅が無かつた。出版業ほど社會文化の普及の上に、國民教育振興上に直接貢獻の大きいものはないのであるから、別に所得稅として充分の稅金を取り立ててゐる今日、新聞同樣に稅を廢して貰ひたい。といふのである。

同協會では當局と意志の疎通を圖る必要ありとし、特別委員會を擧げて若槻内相を訪ひ、陳情の結果、内相もその趣旨を諒とし警保局平田圖書課及び久慈事務官は神田小川町の同協會事務所に於て協會側協議員と會見し、懇談的に出版法規を研究する事となり、九月にその第一回を開いた。

十月十四日全國書籍商組合聯合會に於ては出版稅の撤廢問題に就て討議をなし、結局全國的に結束して東京組合と歩調を一にする事に申合せた。

書籍出版營業兩稅免稅請願書

東京書籍商組合は現行營業稅法中種別項目第四項の「出版業」並に同第一項販賣業中より「書籍雜誌業」の削除免稅を關係官廳へ請願し、左の如き願書を提出するに至つた。

理　由

一、出版業の圖書發行は、國民教育の大本に基き文化の普及發達を主眼とし、國民の知識向上を圖り然して國家の基礎を强固にし、進んで文明の進展に貢獻するに外ならず、其の事業たるや廣く百科に亘り、或は研究に或は實利に或は社會發達の上に存し、單に營利を目的とするものに非すして眞に犧牲的精神により少なからざる危險を負擔しつつあり。抑も人間生を享け衣食住に缺く所なくば足れりとすべからず、彼の原始時代の知識を度外視したる時代と異り、苟も國家の進展と人智の發達を圖らんとするに、之を文字に求めずして何かあらん。我國開國六十年今や長足の進歩をなし、世界列强中有數の位置を占むるに至れるもの、これ要するに皇威に因ること勿論なるも、亦我書籍業が與つて力あること は沒す可らず。然も日進の文化は一日の

綫を許す可らず。凡そ知識を啓發し國民を感化善導するは爲政者と學者の職分にして、之を大衆に頒ち一般に普及するものは獨り書籍あるのみと斷言し得るものなり。

二、書籍は物品に非ずして知識の源泉なり。之を國民に普及する方法として册子と爲して頒布するものなり。此意味に於いて、明治四十五年以前は出版業に課稅なかりしものを、誤つて其れ以來物品として取扱はるゝに至れるものなり。知識普及の原素たる書籍は世界的に關稅を免除せられつゝあり。知識に課稅するは抑も錯誤の甚だしきものなりと思考す。彼の衣食住は生活上缺くべからざる物なるが故に、國民は必ず之を購入すべく、從つて營業上の不安頗る少なく、豫定に近き利潤を收得し得るも、書籍雜誌は生活の餘裕ありて初めて購讀せらる物なるが故に、營業上の不安絕大なること前者と絕體反對の位置にあり。然も普通選擧實施も切迫し、候補者及選擧人はより以上普通智識を備へ政治の何物なるかを知得せざれば、思想上由々しき大問題を惹起し、國家を動搖する結果を招致する事なきやを計られず、この常識を普及し國民敎育の完全を圖るものは書籍雜誌の使命にして、出版者は努めて之を安價に提供し、國民に對して一人も無學者なからんことを期せんとす。

三、新聞紙は社會の報導機關として最も必要なるものなり。政府は新聞紙法に依る發行物卽ち新聞紙及雜誌に對しては文化の普及促進の趣旨に依り營業稅免除の特典を與へられつゝあり。これ吾人の深く感謝する所なり。然るに出版業は國家文化に貢獻する所多大にして決して新聞紙雜誌に讓るものにあらず、寧ろ其れ以上に國民全般の知識を支配する絕大なる使命あるものなりと信ず。前者にして既に免稅の特典を與へられたる以上は、同一若くは其れ以上の公益事業たる出版業者に課稅せらるゝは、同業保護の上より看るも錯誤不統一たるを免れず。當然出版業は新聞紙雜誌と等しく社會文化の上より均分的に免稅の特典に浴すべき事理明白のものたり。而も其以前は出版業は、國民知識啓發の機關として免稅せられたるものを、明治四十四年以降之に課稅せられたるものなり。

四、新聞雜誌の元取次業は新聞雜誌配給の機關として、免稅の特典に浴しつゝあるは吾人の深く感謝する所なり。然るに書籍雜誌の販賣業はこの特典に浴せずして凡て課稅せらるゝの現狀にあり。抑も出版業は圖書を發行し之を全國に普及する方法として、是非共販賣業を經由せざる可らず。然して其取引關係は特別なるものを除きては他の營業者と異なり、凡て家族的關係にして、代理販賣の形式により一定の數量を出版業より

販賣業に供給し、其の賣餘りの殘餘品は凡て出版者に返品するものなれば、販賣業は全く出版業の配布機關として現品の集散を取次ぎ、其の方法等は凡て出版業の指揮に依るものにして、文化普及を助成する出版業の延長的共營機關に過ぎず。故に是等書籍雜誌販賣業は當然之に對し免稅せらるゝを至當なりと信ず。

五、出版業者は比較的重き製造費と販賣上莫大なる廣告費を負擔し、然も其の結果は往々豫期に反し、相當の純益を看ずして損失を招き、悲境の運命に陷るもの尠からず。其の他凡てに對して他の營業と異なり、業務本來の性質上一定の正價を以て販賣せらるゝを以て、時價を任意に變更することを得ざるが爲めに、經濟界の好況時期と雖も賣價に異動なく、爲めに不時の利準を獲得することなし。

六、書籍雜誌販賣業は全國的に販賣上の秩序を保ち一定の正價に束縛せられ、他の營業の如くに獨自的販賣の自由を許されざるのみならず、販賣區間を自然限定せられ殊に同業規約は嚴正に之を監視する現狀にあり。且つ多くの場合代理販賣制なるが故に、割引率僅少にして然も地方販賣業にあつては更に送費を負擔せざる可らず。殊に日用品としての消費物にあらざる書籍雜誌は、到底これ等營業者に對する一切の生活保證を充分に爲す能はざる爲め、往々廢業の非運に遭遇するもの亦尠からざる實情にあり。これ亦出版業同樣其の營業に對しては國家的に免稅保護を受くべき充分の資格ありと信ず。

七、我當業は無意義に免稅を叫ぶものにあらず。國民として國家に捧ぐる奉公の念は頗る濃厚なり。一般國民として負擔すべき諸稅の如きは進んで之を國庫に納入し、國家の富强を圖るものなるも、稅制上の錯誤不統一なる出版業及書籍雜誌販賣業に對する營業稅課稅は之を廢止せられんことを望む。

八、現下大災の影響と世界的經濟界不振の折柄、營業の經營困難なることは豫想以上にして、殆んど悉くが萎縮沈滯し、其の結果活力を充分に發揮すること能はざるに至らんことを慮る。然れども文化の普及は一日も之を等閑に附すること能はざる業體にあり。奈何にして此の難局を通過し、然も將來の安定を得て益々國家文化に盡瘁せんかを考慮せざる可らず。茲に情を具し出版業及書籍雜誌販賣業の營業稅免稅を請願する所以なり。

右特別の御詮議を以て御採擇相願度茲に及請願候也

大正十四年十二月

東京書籍商組合組長　大倉保五郎

著作權改正運動

劇作家協會に於ては、山本有三氏對松竹キネマの紛議を招ける「坂崎出羽守」問題の如きが惹起さるるも畢竟現行法著作權法の不備に起因するためなりとし、同協會員山本有三伊原青々園兩氏よりこれが改正運動を起すことを提案したるに對し幹事久保田萬太郎、水谷武、菊池寬の三氏に於て五十一議會に改正運動を起すことに決した。

日本プロレタリア文藝聯盟宣言

資本主義文化の浸潤は吾等が生活する世界の到處の隅々にまで、殘す所なく完全に吾等をその支配下に置かれば止まない形勢にある。かくて世界の民衆は資本主義社會下に生きる限りに於て、彼等資本家の掌中に生殺與奪の全權を委ねなければならない。

彼等資本閥は司法權を以て警察權を以て更に軍權を以て、絕えず吾等の意志感情を監視するに止まらず、自由なるべき學問藝術の討究にすらも資本閥の走狗を務むる之等の諸權力によつて拘束し、發表の自由を奪はんと劃つてゐる。吾等はこの横暴に對して順々諾々として常に無抵抗主義の所謂名譽を甘受すべきであらうか？否！

吾等は千度びでも茲に繰返して否と叫ぶ。牢獄に囚はれ蠹毒されたる眞理の爲めに、吾等は一齊に立つて彼等の手中から、この眞理を奪還しなければならぬ。全人類の生活のために全人類の眞理を地上に押立てるためのこの運動は、人間としての吾等の當然なすべき義務でなければならぬ。來れ！集れ！而してこの事のために團結せよ。團結は力だ。「未來」は吾等のものになるであらう！

一九二五年九月

規定草案

綱領

一、我々は無產階級の完全なる解放を期す

一、我々は黎明期に於ける無產階級闘爭文化の樹立を期す

一、我々は團結と相助の威力を以て廣く文化戰野に於て支配階級及び其の文化の支持者と闘爭せん事を期す

規約

○名　稱

一、本聯盟は『日本プロレタリア文藝聯盟』と稱す

○目的・行事

二、本聯盟は綱領の主旨の貫徹を目的とす

三、本聯盟は出版部、講演部、演劇部、音樂部、美術部法律部、及びスポーツ部を置きて、左の事業をなす

（細則參照）

A、プロカルト

B、プロレタリアの和親娯樂

C、支配階級的敎化施設への對峙的行動

○會　員

四、本聯盟の綱領及び規約に贊同するものは個人、團體の如何を問はずすべて直ちに入會するを得。會費は一ヶ月二十錢とし、毎月五日までに納むるものとす
但し入會の節は三ヶ月分以上前納するを要す
一旦納めたる會費は如何なる場合といへども返さず

五、本聯盟に維持會員を置く
維持會員は毎月維持費金一圓を納むるものとす

六、本聯盟は本聯盟の事業に贊同し、經濟的援助を爲すものを贊助員とす
但し贊助員は匿名をさまたげず

七、同一地方に於て會員三名以上に達したる時は支部を設くるを得

八、支部規約は本聯盟の綱領に反せざるかぎり自由なりとす

九、支部竝びに加盟團體は運動の便宜上地方聯合會を組織するを得

十、會員支部若くは加盟團體にして聯盟の綱領主旨に反するものと認められたるもの、聯盟の體面を害する行爲をなしたるもの、若くは會費を三ヶ月以上滯納したるものは中央委員會の決議により除名せらるゝ事あるべし

○組　織

十一、本聯盟は毎年一回全國大會を、臨時に臨時大會を開く

十二、大會は會員を以て組織す

十三、臨時大會は中央委員會の決議、若くは支部及び加盟團體の三分の二以上の要求ありたる場合開催するものとす

十四、大會を以て本聯盟の最高機關とす

十五、本聯盟は中央委員十一名を置く。中央委員は大會之を選擧し、其の任期は次期大會までとす

十六、中央委員は中央委員會を組織す

十七、中央委員會は大會休會中の執行機關にして毎月一回定會を、臨時に臨時會を開く

十八、中央委員會は常務委員若干名、會計委員一名、及び會計監督二名を互選す、常務委員は中央委員會休會中の事務を執るものとす

十九、本聯盟は規約第三條による各部に部委員若干名を置く。部委員は中央委員會之を指名す。但し中央委員との兼任をさまたげず。

二十、部委員は各部事業の計畫實行の衝に當るものとす

附　則

一、本聯盟諸機關のすべての決議は出席者の三分の二以上の贊同によりて成立す

二、缺席者は棄權したるものとみたす
但し、事情により、出席不可能の爲文書により贊否を表示したるものは之を出席者とみとむる事あるべし

以上

至誠堂破産問題

出版界の不景氣は十三年の下半期に至つて漸く顯著となり、十四年に入つて更に不景氣時代が出現して、至誠堂の破産をも見るに至つた。同店五月二十日現在の貸借對照表は六十九萬五千二百四十九圓餘の缺損を示し、この債務に對する債權者は雜誌、書籍取次關係等四百數十人に及んでゐる。五月廿六日債權者集會の席上に於て加島虎吉氏は左の整理案を提出した。

一、債權者各位の大正十四年五月五日現在に於ける債權額に對し同年六月より十五年末日まで一ヶ年間据置猶豫を相願ひたき事。

二、大正十四年六月より幸ひに御同情の下に營業を開始し、出版事業經營を御援助相叶ひ候際は、不肖私案により整理資金を算出し得べき十分の確信有之、是により漸次負債の辨濟を致し度き事。

三、債權額は其の完濟まで無利子に相願ひたき事。

和議條件の決定

至誠堂の整理は七月十一日東京地方區裁判所に於て決定し尾高判事の名を以て左の如く通知した。

通　知

東京市日本橋區本石町三丁目十四番地　加島虎吉

右の者に對する大正十四年(和)第一〇號和議事件に付大正十四年七月十一日當裁判所は左の通り和議開始決定を爲したり。

一、加島虎吉に對し和議手續を開始す

二、管理人　東京市芝區愛宕下町四丁目一番地川手忠義

三、債權屆出期間は大正十四年七月廿八日迄債權者集會期日は大正十四年八月廿七日午前十一時

和議條件

第一項　債權は和議認可決定の確定したる時より一ヶ年間据置の事

第二項　九ヶ年賦に於て元本を皆濟する事

(イ)期限　第一回の年賦辨濟期は第一項の据置期間を經過したる時より起算し一ヶ年目に當る日とす

(ロ)割合　第一回は債權額の二割三分五厘五毛に當る額を各債權者に辨濟する事

第二回より第八回目迄は原始債權額の九分五厘に當る額を辨濟する事

最後の第九回目は原始債權額の九分九厘五毛に當る額を辨濟する事

第三項　利子は總て免除を受くる事

整理委員三上英雄の本件和議開始すべきや否やの意見の要項

一、債務者の財産狀態は積極財産總額十五萬八百八十五圓六十三錢五厘にして現在支拂を要する債務總額は九十五萬五百十二圓七十六錢五厘なり、但右積極財産中には右債務總額中の或債務の爲めに擔保に入り居り兩者相殺せらるべきものを包含す

二、營業は大正十四年五月六日債權者の意向に因り本人としては未ありし趣なるも遂に廢業するの已むなきに至りたれども他日事定まりて再び開業せば都下屈指の此種老舖として相當なる成績を擧げ得べきものと信ず

三、和議手續の開始は債務者及債權者双方の爲め良策なりと信ず

四、和議條件は大體に於て相當なり、唯一部債權者の希望としては、より有利なる條件例へば辨濟期間の短縮等を主張するが如しと雖も和議條件履行の確實を保する意味に於て此程度の條件は蓋し已むを得ざるものと思料す。以上

大正十四年七月十一日

東京區裁判所　判事　尾高武治

和議成立

債權者集會で和議成立し九月三日東京區裁判所から和議認可の決定を言渡された至誠堂書店は、和議反對者二名から卽時抗告をされたが、同業債權者多數の同情に依り新秋の圖書需要期を逸せず開店するに至つた。此旨日本雜誌協會、東京出版協會、東京書籍商組合の各債權者連名で同業間へ通告した。

大東館の創立

至誠堂の沒落後、その善後策として現れた大誠堂は雜誌協會の承認を得て成立したものであつたが、僅三ヶ月にして八月初旬新に資本金本金廿萬圓を以て開業した大東館に合併した。この大東館は上田屋書店をも合併した。で、從來の所謂五大取次は現在では東京堂、北隆館、東海堂、大東館

の四大取次店となつたわけである。大東館の成立は發行元の要求する所であつたので、七月十七日の創立總會に於て、雜誌協會はこれを承認した。大東館の株主は左の如し。

一千四百株長井庄一郎、一千株小川菊松、六百株大野孫平、三百株川合晋、三百株福田良太郎二百株關田藤作、二百株關田倉吉氏等。

圖書大市

全國書籍商界の年中行事として廿餘年來毎年一回催されて來た歴史ある圖書大市は、十月七日から四日間上野公園常盤華壇に於て開催された。

本年は圖書百種までを一點として二點を限度と改正した。

出品者二百〇三人、出品點數三百〇一點、入場者通計九百八十人、總賣上高は正味十五萬二千六百三十八圓八十四錢。

大正元年以降
圖書大市總賣上高

第十回	大正元年	一六二、九三七、五四七
第十一回	大正二年	一二七、四〇三、四六二
第十二回	大正三年	一〇三、六〇三、三一〇
第十三回	大正四年	一〇二、二一六、三九〇
第十四回	大正五年	一四四、一七七、六六三
第十五回	大正六年	二〇〇、〇五四、六六七
第十六回	大正七年	二七五、二六九、二四八
第十七回	大正八年	二七四、八四五、二七八
第十八回	大正九年	三二九、六二五、七八七
第十九回	大正十年	二二七、七二九、九九〇
第二十回	大正十一年	一六五、五六四、〇七〇
復興	大正十三年	一九二、八〇四、五四〇
第廿二回	大正十三年	一四五、三二九、三七〇
第廿三回	大正十四年	一五二、六三八、八四〇

出版圖書類別月表

（大正十四年一月—九月 警保局調査）

類別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
政治	二五	四六	六三	五八	四二	四一	三三	三四	四三
法律	二一	三二	三八	四九	五三	五三	四二	三九	五二
經濟	二四	四一	五五	五四	三一	三一	二九	三二	二七
社會問題	一八	三八	三〇	四〇	六八	五八	四七	三九	四四
統計	五	五	一七	二〇	二六	六	五	一六	二一
神書宗教	二四	五六	七五	一〇八	八二	七五	八二	六四	七六
哲學	一三	一五	三五	三二	一八	二九	三二	四五	三四
教育	一五三	一八六	一五四	三二一	二五九	二六八	二四一	二〇六	二四六
文學	二二三	一六四	二四六	二五一	二三六	二三七	二四四	二五一	二五七
語學	三二	五三	五五	五一	二七	七四	四八	二九	五四
歴史	一五	二〇	四〇	三一	二〇	二五	一二	一三	三〇
傳記	一〇	一八	一五	二四	二六	二〇	二四	一五	二九
地理紀行	三七	三〇	四三	一〇〇	四五	九〇	一〇三	八三	六〇
數學	六	二三	三四	二九	三二	二四	一一	一一	二八
理學	一二	三三	四二	二七	四九	二四	三一	一九	二五
工學	二六	二一	三二	二六	二六	五八	三六	三八	五一
醫學	三〇	三八	五四	三六	五二	五六	六〇	三五	五九
産業	二八	五〇	六八	六九	六三	七九	七七	六八	七三
交通	七	一七	一四	三	九	六	六	九	九
兵事	四	一二	一六	六	六	五	一一	六	八
美術	二四	五五	六一	六四	四三	四一	五九	三七	五五
音樂	四二	六八	一一五	五三	一四五	一一七	七一	二九	八一
技藝	六七	五五	六四	七三	九〇	一一二	七九	六二	七六
辭書	四	八	一九	八	一四	一二	八	二五	一八
叢書	一	一	一一	三	三	一	—	—	三

雜	一三八	五九	五〇	七〇	一三二	九四	六四	七三	一一八
合計	九八九	一、一四三	一、四四六	一、六〇六	一、五九七	一、六三六	一、四五五	一、二七八	一、五七七
（累計	一二、七二七）								

出版圖書類別累年比較

	大正十一年	同	十二年	同	十三年				
政治	二六六		二四二		五五四	產業	五八五	六七四	六九一
法律	四五三		三八二		四二六	交通	六八	八三	一四七
經濟	二〇八		一九五		二八四	兵事	七四	五四	五五
社會問題	三三三		四三〇		四〇四	美術	六三七	五〇九	四五三
統計	八六		一〇四		七四	音樂	一、一三一	八二六	一、一七一
神書宗教	七八三		七二二		七六三	技藝	七三一	四四二	七二四
哲學	二五八		一九一		二七四	辭書	一三七	八三	五三
教育	一、六九六		一、七一四		二、四九五	叢書	九七	四四	二〇
文學	二、二七八		一、七四一		二、三二六	雜	八三九	六三七	九六八
語學	四六七		三一一		四九〇	合計	一三、〇八一	一〇、九四五	一四、三六四
歷史	二一〇		一四九		二二六				
傳記	二四六		一七四		二〇〇				
地理紀行	四九九		三九九		五二七				
數學	二二六		一五三		一七一				
理學	二七九		二三一		二七二				
工學	一三四		一四七		二二六				
醫學	三六〇		三三五		三七〇				

雜誌發行數（大正十四年一月—九月警保局調査）

		增	減
一月	一、九三〇	—	—
二月	二、〇九一	一六一	—
三月	二、七四〇	六四九	—
四月	二、三四八	—	三九二
五月	二、三九六	四八	—
六月	二、三四九	—	四七
七月	二、三一五	—	三四
八月	一、五四九	—	七六六
九月	一、九九四	四四五	—

官報發行部數

年度	（×は各添付號外數）		
大正九年	一五、三八七、〇七二	同	十年
	× 三、七四八、九三八		
		同	十一年
		同	十二年
		同	十三年

一七、三八一、五〇〇	×	五、四二九、二五一
一八、〇四一、一六五	×	不詳
一四、五六七、二三五	×	三〇六、六三三
一二、五七三、四七〇	×	七、七三二、七一〇

主要圖書館

（藏書數三萬冊以上）

名稱	種別	所在	創立年月	藏書冊數 和漢書	藏書冊數 洋書	閱覽人員	一日平均閱覽人員
帝國圖書館	公立	東京上野公園	明治 五・四	二九〇、六三四	八八、三一五	三七四、〇六九	一、一六一・三
日比谷圖書館	市立	東京市日比谷公園	三九・一	七九、一九一	六、三八四	四二四、〇四四	四五三・八
大橋圖書館	私立	同 麴町區上六番町	三五・六	八六、六二六	四、五八六	一二八、八一一	三七六・九
南葵文庫	同	同 麻布區飯倉六丁目	四一・一〇	一一〇、〇九〇	七、六〇五	一五、七六九	八二・六
慶應義塾圖書館	同	同 芝區三田二丁目	四五・四	七三、八七九	四〇、一三一	六三、一八九	一九五・〇
京都圖書館	府立	京都市岡崎公園	三一・四	八五、六七三	五、二九二	一〇二、四三七	三〇六・七
大阪圖書館	同	大阪市中之島公園	三六・四	一三七、〇〇八	一五、九六三	二一三、〇六三	九三四・五
長崎圖書館	縣立	長崎市	四五・—	三五、六〇一	一、九六一	三五九、九九〇	一、一〇四・二
明治記念圖書館	同	新潟市新潟縣廳內	大正 四・五	四六、〇二三	二、四三九	三七七、八一七	一、一四四・九

圖書館數

府縣別圖書館數（十三年四月一日現在）

府縣	館數	圖書冊數	閱覽人員
奈良	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
和歌山	一〇	一〇〇、〇三五	一、四〇〇
三重	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
愛知	二七	一六〇、五三五	二、一四〇
岐阜	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
靜岡	一六	一三四、四九〇	一、八七〇
山梨	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
長野	二七	一六〇、五三五	二、一四〇
新潟	二九	一六〇、五三五	二、一四〇
富山	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
石川	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
福井	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
滋賀	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
京都	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
大阪	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
兵庫	二七	一六〇、五三五	二、一四〇
鳥取	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
島根	一七	一三四、四九〇	一、八七〇
岡山	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
廣島	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
山口	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
德島	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
香川	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
愛媛	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
高知	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
福岡	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
佐賀	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
長崎	一四	一〇〇、九六五	一、三五六
熊本	一七	一三四、四九〇	一、八七〇
大分	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
宮崎	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
鹿兒島	一七	一三四、四九〇	一、八七〇
沖繩	一〇	一〇三、一八五	一、四〇二
合計	三五六	三、四〇三、三五五	四五、六〇〇

各年度末圖書館數

年度	官公立館數	私立館數	官公立圖書冊數	私立圖書冊數	官公立閱覽人員	私立閱覽人員
明治三六・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
三七・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
三八・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
三九・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
四〇・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
四一・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
四二・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
四三・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
四四・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
四五・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
大正元・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
二・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
三・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
四・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
五・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
六・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
七・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
八・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
九・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
十・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
十一・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
十二・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八
十三・一二	三四	一四	三五九、四三五	一四、三五六	一、九五五	七四八

青森	一〇四	七三、七二〇	二一一、四三〇
山形	一〇〇	一六九、一四四	三七一、五八三
秋田	六	一三八、四五七	三三〇、三七一
福井	三七	一〇五、七二六	一〇〇、五二四
石川	一五三	一六五、二七一	九一六、四八二
富山	一三	九五、五九九	一四八、八七九
鳥取	六	六七、一五〇	四九、三八〇
島根	三五	一〇五、六四一	一三一、〇四五
岡山	一三三	二〇六、八三九	一、七七六、〇二一
廣島	一六〇	九六、〇一三	二四七、〇二六
山口	二〇七	八〇〇、一〇五	九〇七、六一四
和歌山	六	三八、五一三	五〇、八三〇
德島	七三	一二八、七五七	五七五、四二六
香川	一三九	一四三、八八四	四三四、七七一
愛媛	七	六六、〇〇〇	六六、九三四
高知	七五	七六、七三三	二一一、六二五
福岡	二五六	一七三、七四一	七三九、五一六
大分	一〇一	八〇、七九四	二〇三、八八二
佐賀	八四	五六、八三八	二四三、五五八
熊本	一〇一	九三、七四六	五八一、四八二
宮崎	五七	五九、六一〇	三〇五、七二一
鹿兒島	四〇	七一、三三八	四〇五、六四五
沖繩	三	一六、三七七	五〇、三九四
北海道	一九	一三七、一八六	二〇三、四〇六
合計	三、五五一	六、三九四、二四〇	一七、五三〇、三〇九

圖書閲覧人（上野圖書館 十四年一月―十月）

	學生	著述家教員新聞雜誌記者	官公吏軍人等	實業家	辯護士醫師畫家等	其他	無職	合計
一月	一九、九七一	六四二	五一五	一、六六〇	二八九	三八四	四、六一七	二八、〇七八
二月	二四、四一九	五三五	五二七	一、四二六	二七五	四二〇	五、四二八	三三、〇三〇
三月	二五、〇二三	六〇一	六四〇	一、七三七	三四八	四一二	六、八六七	三五、六二八
四月	一七、五八六	八二三	八四三	二、五二四	四七三	四八七	六、五〇三	二九、二三九
五月	二三、八三八	九三五	八八〇	二、二三二	四〇八	八二七	六、九〇一	三六、〇二一
六月	一七、二六六	六九八	七六二	二、〇〇七	四一七	七七一	五、六五三	二七、五七四
七月	二三、四五八	九一八	九五三	二、一一二	四三五	六五六	六、二五一	三四、七八三
八月	一六、九二三	一、三二七	一、三五八	二、四四三	四七四	八五六	六、三六二	二九、七四一
九月	二一、二四八	九二六	八六七	二、一七九	三三一	七九一	六、九〇三	三三、二四五
十月	一四、〇一二	五四五	四七八	一、一二七	三〇二	五七二	四、二一三	二一、二四九

貸付圖書冊數（上野圖書館 十四年一月―十月）

開館日數二百七十日間

	和漢書	洋書	合計	百分比例
神書・宗教	一一、一一六	一三六	一一、二五二	一・八
哲學・教育	三六、五一八	一、三二八	三七、八四六	五・七
文學・語學	一四七、四一三	三三、四〇八	一八〇、八二一	二七・五
歴史・傳記・地理・紀行	六七、九二三	一、六三一	六九、五五四	一〇・六
國家・法律・社會・經濟・統計	七五、七九五	三、四九二	七九、二八七	一二・〇
數學・理學・醫學	八九、三二一	五、四五七	九四、七七八	一四・四
工學・兵事・藝術・産業	一〇四、五〇五	八、五七二	一一三、〇七七	一七・二
類書・叢書・隨筆・雜書	六八、九四七	三、一一一	七二、〇五七	一〇・九
合計	六〇一、五三八	五七、一三五	六五八、六七三	一〇〇・〇
一日平均	二、二二八	二一一、六	二、四三九、六	一人平均 二・一

多く讀まれた新刊書

帝國圖書館、日比谷圖書館が調査發表した昨年九月から本年八月までの間に刊行された圖書の中、兩圖書館で最も多く讀まれたもの。

▼鳶魚隨筆（三田村鳶魚）▼思想、山水、人物（鶴見祐輔）▼南蠻更紗（新村出）▼死とその神祕（フラマリオン著大沼十太郎譯）▼思想と實現（山邊習學）▼國民小訓（德富猪一郎）▼東洋思想十二講（高須芳次郎）▼藝術の本質（金子筑水）▼謎の人生（生方敏郎）▼青春の地へ

（白鳥省吾）▼遺生（細田民樹）▼こころさけぶ（細田源吉）▼大暴風時代（前田河廣一郎）▼多情佛心後編（里見弴）▼痴人の愛（谷崎潤一郎）▼捕物時代相（白井喬二）▼富士第一卷（德富健次郎、德富愛）▼農民（一）（レイモンド著加藤朝鳥譯）▼陸の人魚（菊池寬）▼冷水（久米正雄）▼同志の人々（山本有三）▼もぐらもち（服部亮英）▼思ひ出す人々（内田魯庵）▼隨筆賴山陽（市島春城）▼モンタヌス日本誌（モンタヌス著和田萬吉譯）▼海南小記（柳田國男）▼女工哀史（細井和喜藏）▼農村法律問題（末弘嚴太郎）▼電子及原子論大要（水野敏之丞）▼理論物理學（愛知敬一）▼電氣機械試驗法第二編直流機（小澤省吾）▼圖解無線電話電信機の製作及裝置（奥中恆一）▼改訂增補大建築學第一卷から第三卷まで（三橋四郎）

全國主要日刊新聞

新聞名	創立年月	刊行別	頁數	社長又は代表者	主事又は編輯長	營業局主腦者	所在地
二六新報	明治二十六年十月	夕刊	四	矢野晋也	佐藤克己	新居房太郎	芝區芝口二丁目
日本	大正十四年六月	朝刊	四	阪東宣雄	尾間立顯	藤森勇	京橋區日吉町
報知新聞	明治五年六月	朝夕刊	一〇	町田忠治	高田知一郎	大歲彌太郎	麹町區有樂町二丁目
東京日日新聞	同五年三月	朝夕刊	一二	本山彥一	城戸元亮	吉武鶴次郎	麹町區有樂町二丁目
東京毎日新聞	明治四年	夕刊	四	千葉博	已倉辻明	義平野長成	京橋區西紺屋町
東京朝日新聞	同三十一年三月	夕刊	六	木村政次郎	林田龜太郎	矢野正世	麹町區永樂町二丁目
東京夕刊新聞	大正三年二月	夕刊	四	村山龍平	美土路昌一	石井光次郎	京橋區瀧山町
中央新聞	同十二年十二月	朝夕刊	一二	中島鐵哉	高平北郎	田村然一	京橋區炭町
中外商業新報	明治九年十二月	朝刊	一〇	山口恒太郎	結城禮一郎	大久保賴之助	麹町區內山下町一丁目
讀賣新聞	同七年十一月	朝刊	八	藥田欽太郎	藥田欽次郎	若山武彥	日本橋區北島町
やまと新聞	同二十九年十月	朝夕刊	八	松下勇三郎	正力松太郎	千葉龜雄	京橋區西紺屋町
				田村全宣	櫻井貢	清水重造	京橋區三十間堀一丁目
萬朝報	同二十五年十一月	朝夕刊	一〇	松尾要	阪口二郎	本多德一	京橋區弓町
國民新聞	同二十三年三月	朝夕刊	一二	德富猪一郎	山根眞治郎	尾間明	京橋區日吉町
帝國新聞	同四十年十一月	夕刊	四	山野好恭	村尾源吉	岸本吉太郎	日本橋區蠣殼町三丁目
都新聞	同十七年九月	朝刊	一二	福田英助	山本信博	吉川庄一郎	麹町區內幸町一丁目
時事新報	同十五年三月	朝夕刊	一四	福澤捨次郎	板倉卓造	大西理平	京橋區南鍋町
ジヤパン・タイムス	同三十年三月	夕刊	八	伊東米次郎	芝不破瑳磨太		麹町區內幸町一丁目
ジヤパン・アドヴアタイザー	同二十三年	朝刊	一〇	ビー・タブリュー・グリン	フライシャー・バップ		京橋區山下町
大阪日報	大正六年四月	夕刊	四	高橋松太郎	中井一夫	浦崎康華	天王寺區細工谷町
大阪日日新聞	明治四十四年七月	夕刊	四	吉弘茂義	上總天香	藤木重次郎	東區北濱四丁目
大阪朝報	同四十三年十一月	朝夕	四	酒井猪太郎	岡島松次郎	和田喜一郎	西區北堀江上通一丁目
大阪毎日新聞	同九年二月	朝夕刊	一四	本山彥一	高石眞五郎	高木利太	北區堂島上二丁目
大阪毎夕新聞	同四十二年一月	夕刊	四	白神邦二	白神邦二	青木米吉	北區堂島中一丁目
大阪萬朝報	同四十三年二月	朝刊	四	上野留三郎	國井豐吉	三橋南香	南區安堂寺橋通二丁目
大阪經濟日報	同四十四年四月	夕刊	四	野口欣一	笹山準弋	岸吉田	勝東區北濱一丁目
大阪今日新聞	大正十二年二月	夕刊	四	藤澤健二	松森鶴吉	福田寅治	東區大川町
大阪朝日新聞	明治十二年一月	朝夕刊	一四	村山龍平	高原操	小西勝一	北區中之島二丁目
大阪都新聞	同二十年三十月	朝夕刊	八	福田英助	石尾信太郎	小川美代治	北區梅ヶ枝町
大阪新日報	大正五年六月	夕刊	四	野田廣二	外山榮吉	田中作次郎	北區上福島南一丁目
大阪時事新報	明治三十年八三月	朝夕刊	一〇	堀勘一	上杉彌一郎	堀勘一	北區曾根崎上四丁目
大阪新聞	大正十二七年月	夕刊	四	前田久吉	鷲谷武	高橋象平	西區土佐堀裏町
關西日報	同三年十一月	朝刊	四	吉弘茂義	齋藤謙藏	辻庄之助	東區北濱四丁目
株式日報	明治十五年六月	夕刊	四	野口欣一	池田一溪	岸和田滕東	區北濱一丁目
橫濱貿易新報	同二十三年二月	朝刊	六	宅磐三	宅磐三	岩田四郎	橫濱市本町六丁目

横濱毎朝新報	同三十一年十二月	朝刊	四	牧内元太郎	茂出木彌太郎	増田實	同　南仲通四丁目
横濱經濟日報	大正十年五月	朝刊	四	吉田弘	吉田弘	河野伊之助	同　本牧町
埼玉新聞	明治三十二年五月	朝刊	四	川上榮三	川上榮三	堀内友吉	埼玉縣浦和町
いばらき	同二十四年七月	朝刊	八	飯村丈三郎	本多文雄	宮田三朗	水戸市上市南町
常總新聞	同三十三年十一月	朝刊	六	渡邊弘	福地德	赤松豊三郎	同　上
上毛新聞	同十九年	夕刊	六	篠原叶	篠原秀吉	樋口清太郎	前橋市曲輪町
上州新報	同二十九年十一月	朝刊	四	高橋東	中村滋雄	小野幸太郎	同　北曲輪町
下野新聞	同十七年	朝夕刊	八	藤平謹一郎	川村直成	六原陸助	宇都宮市池上町
下野新報	大正十一年五月	朝刊	六	佐久間傳太郎	吉野正平	飯島滋太郎	同　尾上町
福島民報	明治二十五年五月	朝夕刊	八	八田宗吉	中目元治	齋藤秋治	福島市榮町
福島新聞	同七年四月	朝刊	四	纐田欽次郎	小田島定吉	若山武彦	同　上
福島民友新聞	同二十八年五月	朝刊	四	寺澤元良	田子健吉	富士崎和一郎	同　大町
河北新報	同三十年一月	朝夕刊	一〇	一力健次郎	藤原相之助	松家儀七	仙臺市東三番町
新東北新聞	大正十年二月	朝夕刊	六	安藤源次郎	横山良城	半澤喜三郎	同　南町通
東華新聞	同四年七月	朝刊	四	小野平八郎	小野和多理	小野平吉郎	同　本町
岩手日報	明治九年七月	朝夕刊	八	禿氏岳山	後藤清郎	岩淵榮男	盛岡市内丸
岩手毎日新聞	同三十二年二月	朝刊	四	高橋嘉太郎	福田祐英	佐々木次郎	同　日影門外小路
東奥日報	同二十一年十二月	朝夕刊	八	武田邦雄	木村元三郎	服部尚義	青森市大字大野
青森日報	同十三年六月	朝刊	四	竹内清期	三上保眞	福岡彌太郎	同　柳町
山形新聞	同九年九月	朝夕刊	八	横尾彌門	服部敬吉	新關太右衞門	山形市七日町
日刊山形	同二十二年二月	朝夕刊	六	大石五郎	大石五郎	―	同　香澄町
米澤新聞	同三十五年五月	朝刊	四	缺	素月長平	栗林照行	米澤市門東町
秋田魁新聞	同二十年十二月	朝刊	六	安藤知風	阪本準治	中村重惇	秋田市大町

日刊新秋田	大正九年十一月	朝刊	四	榊田清兵衞	青木伊平	―	同　上
秋田新聞	明治四十四年十二月	夕刊	四	中村千代松	熊井又八郎	奥山榮三	同　中良町
山梨日日新聞	同五年七月	朝刊	四	野口二郎	小林彦太郎	清水富士平	甲府市百石町
山梨民友新聞	大正八年二月	朝刊	四	上野武國	小泉義親	小川安藏	同　櫻町
峡中日報	明治二十一年六月	朝刊	四	石原德榮	清水常吉	宮下三郎	同　錦町
信濃日報	同五年十月	朝刊	四	降旗元太郎	山田奇作	藤卷藤九郎	松本市大名町
信濃日日新聞	同十八年二月	朝刊	四	小林久七	池田三松	小笠原幸彦	長野市縣町
信濃民報	同三十二年八月	朝刊	四	三澤啓一郎	小松秀一	藤澤千里	松本市神町
信濃時事	大正四年八月	夕刊	四	黒河内韮三	松江伴三	伊藤高一郎	長野縣飯田町
信濃毎日新聞	明治六年	朝夕刊	一〇	小阪順造	小阪武雄	新井寛三	長野市南縣町
長野新聞	同三十二年三月	朝夕刊	八	丸山盛雄	山本慎平	長澤政美	同　旭町
南信日日新聞	同三十四年十二月	夕刊	四	三澤慶重	中山林圃	野澤光雄	長野縣上諏訪町
南信新聞	同三十四年十二月	夕刊	四	平野桑四郎	池田愛泥	前島貫一	長野縣飯田町
静岡新報	同二十六年二月	朝夕刊	八	松浦五兵衛	寺崎乙次郎	橋本喜作	静岡市呉服町
静岡民友新聞	同二十四年十月	朝刊	八	岡崎伊勢藏	黒田福三郎	出島督司	同　七間町一丁目
濱松新聞	同三十二年一月	朝夕刊	六	佐藤章次	上泉義雄	松浦錠太郎	濱松市田町
新愛知	同二十一年七月	朝夕刊	一〇	大島宇吉	信天淳平	岡田伊三郎	名古屋市西區本町
名古屋新聞	同三十九年十一月	朝夕刊	一〇	小山松壽	小林橋川	三輪章	同　東區針屋町三
名古屋毎日新聞	同九年八月	朝刊	六	吉弘茂義	武市雄圖	阪野鎌次郎	同　中區新榮町三
愛知新聞	同三十二年三月	夕刊	四	續本嚮三郎	門田勝衛	小森秀治郎	同　中區小林町
名古屋日日新聞	大正四年一月	朝刊	四	續本嚮三郎	横田英人	刑部金之助	同　中區門前町
岐阜日日新聞	明治十四年五月	朝夕刊	八	西田鋭治	西田鋭吉	青木九十六	岐阜市今小路町
濃飛日報	同二十一年十一月	朝夕刊	六	淸寛	森義一	西尾孝一	同　今澤町

伊勢新聞	同 十一年一月	朝夕刊	一〇	松本恒之助	若林義夫	黒木多喜彌	津市丸之内本町
新潟毎日新聞	同 四十三年三月	朝夕刊	八	小桝調平	小鍛冶守玄	田中正治	新潟市東仲通一番町
新潟新聞	大正五年八月	朝夕刊	八	久須美東馬	山田穀城	佐藤新次郎	同 西堀前通
北越新報	明治十四年五月	朝夕刊	八	久須美秀三郎	關太郎	小池調吉郎	長岡市阪之上町
越佐新報	同 三十三年五月	朝夕刊	八	木村清三郎	藤井浩然	太田仁一郎	同 四郎丸
高田日報	同 四十年七月	朝刊	六	丸山豊治郎	石田善佐	袖山治助	高田市上小町
高田新聞	同 十六年四月	朝夕刊	六	伊藤泰藏	中村武一	瀧澤文治郎	同 呉服町
富山日報	同 十七年一月	朝夕刊	八	田村惟昌	村井信雄	五十嵐喜重	富山市綿曲輪
富山新報	同 二十二年四月	朝刊	六	中村甚松	大島榮好	黒田米次郎	同 上
北陸タイムス	同四十一年十一月	朝夕刊	六	田中清文	中院富有	高瀬覺四郎	同 上
高岡新報	同 十九年五月	夕刊	六	木津太郎平	井上忠雄	片山繁次郎	高岡市末廣町
北陸毎日新聞	同 三十三年五月	朝夕刊	八	櫻井兵五郎	武谷甚太郎	淺野平成	金澤市南町
北國新聞	同 二十六年八月	朝夕刊	一〇	林政武	篤田健二	林繁	同 上
金澤新報	大正八年七月	朝刊	四	北野庄吉	北野庄吉	米多正常	同 上
福井毎日新聞	同 三年四月	夕刊	四	谷口擊電	菅原兼三	上島政治郎	福井市佐佳枝町
福井新聞	明治三十二年八月	朝刊	六	今村七平	土生彰	小島鐘次郎	同 九十九町
京都日出新聞	同 十二年六月	朝夕刊	八	後川文藏	東清次郎	―	京都市柳馬場二條下ル
京都日日新聞	同 四十四年二月	夕刊	四	進藤信義	山根文雄	片岡暲	同 烏丸通竹屋町
中外日報	同 三十年十月	朝刊	四	眞溪涙骨	―	―	同 東山妙法院前側町
京華日報	同 三十二年二月	夕刊	四	吉弘茂義	村上忠平	江羅直三郎	同 富小路通三條北
神戸新聞	同 三十一年二月	朝刊	一〇	進藤信義	和田恒彦	米澤木代松	神戸市榮町六丁目
神戸又新日報	同 十七年五月	朝刊	一〇	渡邊尚	佐藤勝三郎	―	同 上
神戸日日新聞	大正十一年一月	夕刊	四	杉野伊三郎	吉岡正春	折田彌久郎	同 楠町七丁目

但馬日日新聞	同 十年八月	朝夕刊	六	澤田敬三	英保五郎	澤田力雄	兵庫縣豊岡町
紀伊毎日新聞	明治二十六年四月	夕刊	四	毛利清雅	岩崎辰次郎	―	和歌山市本町
和歌山新聞	同 二十五年八月	朝刊	四	久下豊忠	三井茂	奥田義政	同 本町四丁目
中國民報	同 二十五年七月	朝夕刊	一〇	柿原政一郎	柿原政一郎	薄田鶴二	岡山市東中山下
山陽新報	同 十二年一月	朝夕刊	一〇	有森新吉	杉山榮	高原粂藏	同 中山下
岡山新聞	大正五年十二月	夕刊	四	赤澤寛一	山野邊物集馬	中原道夫	同 柿屋町
藝備日日新聞	明治十九年二月	朝夕刊	八	早速整爾	西川一郎	山崎南岳	廣島市大手町二丁目
廣島毎日新聞	大正七年十二月	朝刊	六	奥平稔	西東繁一	山本伊之助	同 尾道町
中國新聞	明治二十五年五月	朝夕刊	八	山本三朗	中町國吉	田中秀二	同 大手町四丁目
呉日日新聞	同 四十二年十月	朝刊	六	奥平稔	淺井漬亮	出本伊之助	呉市堺川通三丁目
因伯時報	同 二十五年二月	朝刊	四	西谷金藏	西村邦藏	田中傳太郎	鳥取市西町
鳥取新報	同 十六年六月	朝刊	四	下田勘次	河野寛治	眞島信義	同 鍛冶町
山陰日日新聞	同 四十年十一月	朝刊	六	三好榮次郎	桑原磊三	吉田儀太郎	鳥取縣米子町
山陰民報	大正十二年八月	朝刊	四	押村奬	曾田修壽	池内磯衛	同 上
山陰新聞	明治十五年五月	朝夕刊	八	絲原武太郎	林原武雄	白名徹夫	松江市白潟本町
松陽新報	同三十四年十一月	朝夕刊	八	岡崎國臣	松井廣吉	勝部本右衛門	同 殿町
關門日日新聞	同 十三年一月	朝夕刊	一〇	末光鐵之助	鵜崎熊吉	河村峰太郎	下關市東南部町
馬關毎日新聞	同 二十三年一月	朝夕刊	八	野原裕三郎	兼崎理藏	布谷二郎	同 西之端町
防長新聞	同 十七年七月	夕刊	四	吉富寅太	原田豊次郎	中村勉件	山口縣山口町後河原
德島日日新聞	同 九年四月	朝夕刊	六	松島肇	市原狸之	高橋盛二	德島市富田浦町
德島毎日新聞	同 三十一年六月	朝刊	六	多田爲太郎	井上一	湊次郎	同 寺島町
香川新報	同 二十二年四月	朝刊	六	小田榮次	玉木正直	江口與一	高松市濱の町
四國民報	同三十五年十一月	朝夕刊	六	瀬尾等	和田薫	東山半之助	同 内町

愛媛新報	同	二十年十月	朝夕刊	八	清水隆徳	岩泉泰玉井喜久馬
土陽新聞	同	十年	朝刊	八	中野寅次郎	石丸重義吉本重郷
高知新聞	同	三十七年九月	朝刊	八	西本直太郎	楠瀬如龍森田唯彦
福岡日日新聞	同	十年十二月	朝夕刊	一二	庄野金十郎	猪俣爲治菊竹淳
九州日報	同	二十年八月	朝夕刊	一二	大原義則	篠原昇之助小林庸太
門司新報	同	二十五年四月	朝刊	八	毛里保太郎	田中次郎田中次郎
筑後新聞	同	三十二年八月	朝夕刊	一二	赤星不羈士	赤星不羈士赤星不羈士
大分新聞	同	二十二年六月	朝夕刊	八	大津淳三東	清次郎植木善雄
豐州新報	同	十九年四月	朝夕刊	八	長野潔荒木	貞雄溝部啓三郎
大分日日新聞	同	四十四年九月	朝夕刊	八	衛藤又三郎	前田多三郎葛城衛
温泉タイムス	大正五年八月		朝夕刊	八	伊藤文也	西山鐵三郎伊藤道夫
佐賀毎日新聞	同	元年七月	朝夕刊	一〇	西英太郎	末次藤太郎原口種太郎
肥前日日新聞	同	十一年一月	朝刊	八	川原茂輔	牧瀬新三木下膽藏
長崎新聞	明治三十八年一月		朝夕刊	八	中川平兵衛	岩永八之丞清水泰
長崎日日新聞	同	四十三年三月	朝夕刊	八	則元由庸	中島榮一郎河野源吉
佐世保新報	同	二十六年六月	朝夕刊	一二	遠藤十郎	島崎德次松永靜雄
九州新聞	同	三十九年二月	朝夕刊	八	高木第四郎	池田貞記森實美
九州日日新聞	同	十五年三月	朝夕刊	八	山田珠一	宇野政行梅田生一
宮崎新聞	大正五年九月		朝刊	八	奥田榮之進	岩切高藏飯田巽
鹿兒島新聞	明治十四年二月		朝刊	八	奥田榮之進	津田武飯田巽
鹿兒島朝日新聞	同	三十二年七月	朝刊	八	藤安辰次郎	阪貞盛青木宅熊
北海タイムス	同	二十五年	朝刊	八	東武山口喜一	山口喜一札幌市大
小樽新聞	同	二十年六月	朝刊	一二	上田壽久平	野文安阪井直太郎

函館毎日新聞	同	十一年一月	朝夕刊	八	金澤彦作	鈴木啓三日村明吉
函館新聞	同	二十一年一月	夕刊	四	長谷川淑夫	長谷川淑夫藤林良男
樺太日日新聞	同	四十一年八月	朝刊	四	沖島鎌三	藤井尙次加藤源吾
樺太時事新聞	同	四十一年十一月	朝刊	四	栗岡巳八	島田德松木次谷佐平
日本新聞	大正十一年九月		夕刊	四	酒井榮作	中里朝救御牧善之助
臺灣日日新報	明治二十九年		朝夕刊	一〇	井村大吉	谷河梅人石原幸作
臺灣新聞	同	三十四年五月	朝夕刊	八	松岡富雄	宮島眞之阪本登
臺南新聞	同	三十六年一月	朝刊	八	富地近思	西崎順太郎宮本一
京城日報	同	三十九年九月	朝夕刊	一〇	副島道正	丸山幹治鮫島宗也
東亞日報	大正九年四月		夕刊	六	金性洙	宋鎭禹梁源模同
每日申報	明治四十三年九月		夕刊	四	副島道正	丸山幹治鮫島宗也同
朝鮮新聞	同	二十一年三月	夕刊	八	牧山耕藏	和田重義竹田津吾一同
京城日日新聞	大正九年七月		朝刊	八	有馬純吉	石原憲一鎌田正一同
朝鮮日報	同	九年三月	朝夕刊	六	李商在	閔泰瑗洪澹植同
朝鮮每日新聞	同	十年八月	朝刊	四	後藤連平	大石善喜本郷豐藏
平壤每日新聞	同	九年四月	朝刊	四	大橋恒藏	古莊仁太郎小西晴溶
朝鮮民報	明治三十八年三月		夕刊	八	河井朝雄	久納重吉衛藤勇
釜山日報	同	三十年八二月	朝夕刊	八	芥川正躍	崎滿彦阪本南岳
滿洲日日新聞	同	四十年十一月	朝夕刊	一二	小山內大六	錦織晃橋本芳彦
遼東新報	同	三十八年十月	朝夕刊	一二	大來修治	難波勝治
奉天新聞	大正六年九月		夕刊	四	佐藤善雄	佐藤善雄德善倩臣
滿洲新報	明治四十一年二月		朝刊	四	岡部次郎	小川義和曾我部義重
盛京時報	同	三十九年十月		八	中島直雄	菊池貞二宮川貫作

函館新聞	同	二十一年一月	夕刊	四	長谷川淑夫	藤林良男同
樺太日日新聞	同	四十一年八月	朝刊	四	沖島鎌三	藤井尙次加藤源吾
樺太時事新聞	同	四十一年十一月	朝刊	四	栗岡巳八	島田德松木次谷佐平
日本新聞	大正十一年九月		夕刊	四	酒井榮作	中里朝救御牧善之助
臺灣日日新報	明治二十九年		朝夕刊	一〇	井村大吉	谷河梅人石原幸作
臺灣新聞	同	三十四年五月	朝夕刊	八	松岡富雄	宮島眞之阪本登
臺南新聞	同	三十六年一月	朝刊	八	富地近思	西崎順太郎宮本一
京城日報	同	三十九年九月	朝夕刊	一〇	副島道正	丸山幹治鮫島宗也
東亞日報	大正九年四月		夕刊	六	金性洙	宋鎭禹梁源模同
每日申報	明治四十三年九月		夕刊	四	副島道正	丸山幹治鮫島宗也同
朝鮮新聞	同	二十一年三月	夕刊	八	牧山耕藏	和田重義竹田津吾一同
京城日日新聞	大正九年七月		朝刊	八	有馬純吉	石原憲一鎌田正一同
朝鮮日報	同	九年三月	朝夕刊	六	李商在	閔泰瑗洪澹植同
朝鮮每日新聞	同	十年八月	朝刊	四	後藤連平	大石善喜本郷豐藏
平壤每日新聞	同	九年四月	朝刊	四	大橋恒藏	古莊仁太郎小西晴溶
朝鮮民報	明治三十八年三月		夕刊	八	河井朝雄	久納重吉衛藤勇
釜山日報	同	三十年八二月	朝夕刊	八	芥川正躍	崎滿彦阪本南岳
滿洲日日新聞	同	四十年十一月	朝夕刊	一二	小山內大六	錦織晃橋本芳彦
遼東新報	同	三十八年十月	朝夕刊	一二	大來修治	難波勝治
奉天新聞	大正六年九月		夕刊	四	佐藤善雄	佐藤善雄德善倩臣
滿洲新報	明治四十一年二月		朝刊	四	岡部次郎	小川義和曾我部義重
盛京時報	同	三十九年十月		八	中島直雄	菊池貞二宮川貫作

第一書房

出版責任者　長谷川巳之吉

◇知識階級の最も信頼し得る文藝書は第一書房の出版物です。

◇活字の組方から用紙の撰擇及び裝幀一切に費用を惜まず、長谷川巳之吉の細心なる注意のもとに刊行されて居りますから最も代表的な美本は第一書房の出版物です。殊に「上田敏詩集」「月下の一群」の如きは、世界の出版界いづこを尋ねて見ても如斯廉價なる美著は類例がありません。

◇第一書房の出版物は長谷川巳之吉一流の定見の許に出版物を嚴選して居る理想出版でございますから讀者は全く安心して購讀することが出來ます。

第四編　出版關係法規

出版法

（明治二十六年四月、法律第十五號）

第一條　凡ソ機械舍密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書圖畫ヲ印刷シテ之ヲ發賣シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ圖畫ヲ作爲スル者ヲ著作者ト云ヒ發賣頒布ヲ擔當スル者ヲ發行者ト云ヒ印刷ヲ擔當スル者ヲ印刷者ト云フ

第二條　新聞紙又ハ定期ニ發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖畫ノ出版ハ總テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ專ラ學術、技藝、統計、廣告ノ類ヲ記載スル雜誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得

第三條　文書圖畫ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達スヘキ日數ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ內務省ニ屆出ヘシ

第四條　官廳ニ於テ文書圖畫ヲ出版スルトキハ其ノ官廳ヨリ發行前ニ製本二部ヲ內務省ニ送附スヘシ

第五條　出版屆ハ著作者又ハ其ノ相續者及發行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但シ非賣品ハ著作者又ハ發行者ノミニシテ屆出ルコトヲ得

版權ノ保證ナキ文書圖畫ヲ出版スルトキ若ハ著作者又ハ其ノ相續者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記シ發行者ヨリ差出スヘシ

學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其ノ學校、會社、協會等ヲ代表スル者發行者ト連印シテ之ヲ屆出ヘシ

第六條　文書圖畫ノ發行者ハ文書圖畫ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但シ著作者又ハ其ノ相續者ハ發行者ヲ兼ヌルコトヲ得

第七條　文書圖畫ノ發行者ハ其ノ氏名、住所及發行ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載スヘシ

第八條　文書圖畫ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書圖畫ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

印刷所若數人ノ共有ニ係ルトキハ營業上其ノ印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス

前二項ノ印刷所ニシテ若營業上慣行ノ名稱アルモノハ其ノ名稱ヲモ記載スヘシ

第九條　書簡、通信、報告、社則、塾則、引札諸藝ノ番附諸種ノ用紙證書ノ類及寫眞ハ第三條第六條第七條第八條ニ據ルヲ要セス但シ第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ルル者ハ此ノ法律ニ依テ處分ス

第十條　文書圖畫ノ册號ヲ遂ヒ順次ニ出版スル者ハ其ノ都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ雜誌類ニ在テハ內務大臣ノ許可ヲ經テ其ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ十二箇月間一回ヲモ發行セサル時ハ廢刊シタルモノト看做スヘシ

第十一條　一タヒ出版屆ヲ爲シタル文書圖畫ノ再版ハ出版屆ヲ要セスト雖若改正增減シ又ハ註解、附錄、繪畫等ヲ加ヘタルトキハ仍第三條ニ依ルヘシ

第十二條　演說若ハ講義ノ筆記ハ演說者若ハ講義者ヲ以テ著作者トス但シ筆記者ニ於テ演說者若ハ講義者ノ承諾ヲ得テ自ラ之テ出版スルトキハ筆記者ヲ著作者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六條第十七條第十八條第十九條第二十一條第二十六條第二十七條ニ觸ルルトキハ演說者若ハ講義者筆記者ト同ク其ノ罪ヲ論ス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ヲ新聞紙若ハ雜誌ノ通信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雜誌ニ記載シタルモノ及總テ演說者講義者ノ承諾ヲ經スシテ其ノ筆記ヲ出版シタルモノニ關シ

テハ演說者若ハ講義者ハ著作ノ責ニ任セス

公開ノ席ニ於テ爲シタル演說ノ外ハ講義者又ハ演說者ノ許諾ヲ經ルニ非サレハ他人ニ於テ其筆記ヲ出版スルコトヲ得ス但シ本項ニ違フ者ハ版權法ニ據リ其ノ責ニ任セシム

第十三條　二種以上ノ著作若ハ演說講義ノ筆記ヲ編纂シテ一部ノ書ト爲ストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ

前條第一項ノ末段及第二項第三項ハ本條ニ適用スヘシ

第十四條　翻譯ハ翻譯者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十五條　學校、會社、協會等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書圖畫ハ其ノ出版屆ニ署名シタル代表者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ

第十六條　罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

第十七條　重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項ハ公判ニ付セサル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス

傍聽ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十八條　外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第十九條　安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ內務大臣ニ於テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ其ノ刻版及ヒ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十條　外國ニ於テ印刷シタル文書圖畫ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルトキハ內務大臣ハ其ノ文書圖畫ノ內國ニ於ケル發賣頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條　軍事ノ機密ニ關スル文書圖畫ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十二條　第三條ノ屆出ヲ爲サスシテ文書圖畫ヲ出版シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條　第六條ヲ犯ス者ハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條　發行者自己ノ氏名、住所又ハ發行ノ年月日又ハ印刷者ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ發行スル文書圖畫ニ記載セス其ノ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條　印刷者自己ノ氏名、住所又ハ印刷ノ年月日ヲ其ノ印刷スル所ノ文書圖畫ニ記載セス若ハ之ヲ記載スルモ實ヲ以テセサル者ハ前條ニ同シ

住所ト印刷所ト同シカラサルトキ及印刷所ニシテ營業上慣行ノ名稱アルトキ印刷所及ヒ名稱ヲ記載セサル者亦前項ニ同シ

第二十六條　政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十七條　風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條　第十六條第十七條第十八條第二十一條ニ觸ルル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上一年以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條、第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラ

レタル文書圖畫ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同シ其ノ未タ發賣頒布セサル文書圖畫ハ之ヲ沒收ス

第二十九條　第二十六條第二十七條第二十八條ノ場合ニ於テ刻版及印本ハ檢事ニ於テ假ニ之ヲ差押フルコトヲ得

第三十條　前條ノ差押ヲ爲ストキハ製本ノ體裁ニヨリ其ノ差押フヘキ部分ト分割シ得ルニ於テハ之ヲ分割スルコトアルヘシ

第三十一條　文書圖畫ヲ出版シ因テ誹毀ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ私行ニ渉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ノ證明ヲ許スコトヲ得若之ヲ證明シタルトキハ其ノ罪ヲ免ス損害賠償ノ訴ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第三十二條　此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ自首減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第三十三條　此ノ法律ニ關ル公訴ノ時效ハ一年ヲ經過スルニ因テ成就ス

第三十四條　此ノ法律ニ依リ出版スル雜誌ニシテ其ノ記載ノ事項第二條ノ範圍外ニ渉ルトキハ內務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ出版スルコトヲ差止ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ一箇年ヲ經ルニ非サレハ更ニ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得ス

第三十五條　文書圖畫ヲ印刷スルトキハ直ニ發賣頒布セスト雖其ノ目的發賣頒布ニ在ルモノハ總テ此ノ法律ニ依ル

豫約出版法

（明治四十三年四月十五日法律第五十五號）

第一條　代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シ文書圖畫ノ頒布ヲ豫約スル出版ニ對シテハ出版法ニ依ルノ外尙本法ヲ適用ス

第二條　發行者ハ左ノ事項ヲ記載シ內務大臣ニ屆出ツヘシ

一　題號

二　發行ノ年月日及順次發行ノ場合ハ其ノ豫定年月日

三　著作者ノ氏名

四　內容、製本及紙數ノ概要

五　豫約定價及代金前收ノ方法

六　發行所

七　發行者ノ氏名、生年月日、法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名

前項ノ屆出ハ書面ヲ以テシ發行又ハ其ノ法定代理人ヨリ豫約手續ニ著手ノ日ヨリ十日以前管轄地方官廳ニ之ヲ差出スヘシ

第三條　豫約出版物ニ付出版法ニ依リテ爲ス出版屆書ニハ第二條ニ依リテ屆出ヲ爲シタルコト及其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四條　發行者又ハ其ノ法定代理人ハ第二條ノ屆出ト同時ニ保證金トシテ管轄地方官廳ニ左ノ金額ヲ納ムヘシ

一　豫約定價十圓未滿ハ金五百圓

二　豫約定價十圓以上ハ金千圓

保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第五條　發行所、發行者ノ法定代理人、發行者法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ニ變更アリ又ハ發行者能力ヲ失ヒ、死亡若ハ解散シ又ハ死亡若ハ解散ニ因リ法律上豫約出版ヲ廢絕スルノ已ムヲ得サル至リタルトキハ十日以內ニ內務大臣ニ屆出ツヘシ

前項ノ屆出ハ書面ヲ以テシ發行者又ハ其ノ法定代理人、其ノ死亡ニ係ルトキハ相續人、相續人定マラス又ハ相續人ナキトキハ戶主若ハ同居ノ親族、法人ノ合併ニ因ル解散ニ係ルトキハ其ノ法人ノ權利及義務ヲ承繼シタル法人、破產ニ因ル解散ニ係ルトキハ破產管財人ヨリ管轄地方官廳ニ差出ヘシ

第六條　法律上已ムヲ得サルニ非サル豫約出版ノ廢絕又ハ第二條第一項第一號乃至第五號ノ事項ノ變更及死亡若ハ解散ニ因ラサル發行者ノ變更ハ新舊發行者又ハ其ノ法定代理人ヨリ其ノ事由ヲ具シタル書面ヲ以テ豫メ管轄地方官廳ヲ經由シ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ別項ノ許可ハ豫約當事者ノ解除權行使ヲ妨ケラルルコトナシ

第七條　相續人又ハ法人ノ合併ニ因リ其ノ權利及義務ヲ繼承シタル法人ハ豫約出版ニ關スル權利及義務ヲ承繼ス

第八條　保證金ニ對スル權利及義務ハ發行者變更ノ場合ニ於テ承繼發行者之ヲ承繼ス

第九條　保證金ハ適法ニ豫約出版ヲ廢絕シ又ハ完全ニ豫約ヲ履行シタル後ニ非サレハ其ノ還付ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ豫約解除若ハ豫約不履行ニヨリ代金返

還若ハ損害賠償ヲ命スル判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十一條ノ罰金又ハ刑事訴訟費用ヲ完納セサルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十條　發行者又ハ其ノ法定代理人ハ保證金ノ闕額ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ填補スヘシ

第十一條　第二條、第四條ノ規定ニ依ラスシテ豫約手續ニ著手シ又ハ第六條若ハ第九條ニ違反シ又ハ管轄地方官廳ノ督促ヲ受ケタル後七日以內ニ保證金ヲ填補セサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條又ハ第五條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　明治三十三年法律第五十二號ハ前條ノ犯罪ニ之ヲ準用ス

第十三條　本法ハ新聞紙、出版法第二條但書ニ依ル雜誌及官廳ニ於テ出版セル文書圖畫ニ之ヲ適用ス

【備考】明治卅三年法律第五十二號ノ條文左ノ如シ

法人ニ於テ租稅及葉煙草專賣ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件

（明治三十三年三月法律第五十二號）

第一條　法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ租稅及葉煙草專賣ニ關スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ處スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條　法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條　法人ヲ處罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ關シテハ一月以內科料ニ關シテハ十日以內ニ之ヲ納完セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス

前項ニ依リ執行ヲ爲スニハ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

出版ニ關スル願届書式

（第一書式）

出版届

著作者ノ氏名、稱號著（編輯、演說、講義、翻譯）

一文書圖畫ノ題號　　全何册（枚）

右出版法ニ依リ年月日ヨリ發行候間製本二部相添此段御届申上候也

年月日

原籍及住所
發行者　商號　氏　名　印
年　齡
原籍及住所
著作者（相續者）氏　名　印

內務大臣宛

（第二書式）

再版届

著作者ノ氏名、稱號著(編輯、演說、講義、翻譯)
一文書圖畫ノ題號　全何册(枚)
一初版發行ノ年月日
右出版法ニ依リ年月日ヨリ發行候間製本二部相添
此段御届申上候也
年月日

原籍及住所
發行者　商號　氏　名　印
年齢

原籍及住所
著作者(相續者)ノ氏　名　印

内務大臣宛

(第三書式)

學術(技藝、統計、廣告)雜誌出版届

一雜誌ノ題號　第何號
右ハ專ラ學術(技藝、統計、廣告)ニ關スル事項ヲ記載シ出版法ニ依リ年月日發行候間製本二部相添
此段御届申上候也
年月日

原籍及住所
編輯者　氏　名　印

原籍及住所
發行者　商號　氏　名　印
年齢

内務大臣宛

(第四書式)

學術(技藝、統計、廣告)雜誌出版手續省略願

一雜誌ノ題　第何號ヨリ
右ハ專ラ學術(技藝、統計、應告)ニ關スル事項ヲ記載シ出版法ニ依リ出版候間出版ノ都度届出ノ手續ヲ省略シテ製本二部ノミ相納候樣致度此段相願候也
年月日

原籍及住所

編輯者　氏　名　印
原籍及住所
發行者　商號　氏　名　印
年齢

内務大臣宛

著作權法

(明治三十二年三月法律第三十九號設定)
(明治四十三年六月法律第六十三號改正)

第一章　著作者權利

第一條　文章演述圖畫建築彫刻模型寫眞其ノ他文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ復製スルノ權利ヲ專有ス文藝學術ノ著作物ノ著作權ハ翻譯權ヲ包含シ各種ノ脚本及樂譜ノ著作權ハ興業權ヲ包含ス

第二條　著作權ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得

第三條　發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間繼續ス數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ノ最終ニ亡シタル者ノ死後三十年間繼續ス

第四條　著作者ノ死後發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス

第五條　無名又ハ變名著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス但シ其期間内ニ著作者其ノ實名登錄ヲ受ケタルトキハ第三條ノ規定ニ從フ

第六條　官公衙學校社寺協會會社其ノ他團體ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス

第七條　著作權者著作物發行ノトキヨリ十年内ニ其翻譯物ヲ發行セサルトキハ其翻譯ハ消滅ス

前項ノ期間内ニ著作權者其ノ保護ヲ受ケントスル國語ノ翻譯物ヲ發行シタルトキハ其ノ國

語ノ翻譯權ハ消滅セス

第八條　冊號ヲ遂ヒ順次ニ發行スル著作物ニ關シテハ前四條ノ期間ハ每冊若ハ每號發行ノトキヨリ起算ス一部分ツツヲ漸次ニ發行シ全部完成スル著作物ニ關シテハ前四條ノ期間ハ最終部分ノ發行ノトキヨリ起算ス但シ三年ヲ經過シ仍繼續ノ部分ヲ以テ最終ノモノト看做ス

第九條　前六條ノ場合ニ於テ著作權ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年又ハ著作物ヲ發行又ハ興行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス

第十條　相續人ナキ場合ニ於テ著作權ハ消滅ス

第十一條　左ニ記載シタルモノハ著作權ノ目的物ト爲ルコトヲ得ス

一　法律命令及官公文書

二　新聞紙ニ記載シタル雜報時事ノ記事

三　公開セル裁判所、議會竝政談集會ニ於テ爲シタル演述

第十二條　無名又ハ變名著作物ノ發行者又ハ興

行者ハ著作權者ニ屬スル權利ヲ保全スルコトヲ得但シ著作者其ノ實名ノ登錄ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ各著作者ノ共有ニ屬ス

各著作者ノ分擔シタル部分明瞭ナラサル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ持分ヲ取得スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

各著作者ノ分擔シタル部分明瞭ナル場合ニ於ケル著作者中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ自己ノ部分ヲ分離シ單獨ノ著作物トシテ發行又ハ興行スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

本條第二項ノ場合ニ於テハ發行又ハ興行ヲ拒ミタル著作者ノ意ニ反シテ其ノ氏名ヲ其ノ著作物ニ揭クルコトヲ得ス

第十四條　多數ノ著作物ヲ適法ニ編輯シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テノミ著作權ヲ有ス但シ各部ノ著作權ハ其ノ著作者ニ屬ス

第十五條　著作權ノ相續讓渡及質入ハ其ノ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

無名又ハ變著作者ハ其ノ實名ノ登錄ヲ受クルコトヲ得

第十六條　登錄ハ行政廳之ヲ行フ

登錄ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　未タ發行又ハ興行セサル著作物ノ原本及其ノ著作權ハ債權者ノ爲ニ差押ヲ受クルコトナシ但シ著作權者ニ於テ承諾ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　著作權ヲ承繼シタル者ハ著作者ノ同意ナクシテ其ノ著作者ノ氏名稱號ヲ變更シ若ハ其ノ題號ヲ改メ又ハ其ノ著作物ヲ改竄スルコトヲ得ス

第十九條　原著作物ニ訓點、傍訓、句讀、批評、註解附錄、圖畫ヲ加ヘ又ハ其ノ他ノ修正增減ヲ爲シ若ハ翻案シタルカ爲新ニ著作權ヲ生スルコトナシ但シ新著作物ト看做サルヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　新聞紙ニ揭載シタル記事ニ關シテハ小說及文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ヲ除クノ外著作權者カ特ニ轉載ヲ禁スル旨ヲ明記セサルトキハ其出所ヲ明示シテ轉載スルコトヲ得

第二十一條　翻譯者ハ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作者ノ權利ハ之カ爲ニ妨ケラルルコトナシ

第二十二條　原著作物ト異リタル技術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ著作權者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス

第二十三條　寫眞著作權ハ十年間繼續ス

前項ノ期間ハ其ノ著作物ヲ始メテ發行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス若シ發行セサルトキハ種板ヲ補作シタル年ノ翌年ヨリ起算ス

寫眞術ニ依リ適法ニ美術上ノ著作物ヲ複製シタル者ハ原著作物ノ著作權ト同一ノ期間內本法ノ保護ヲ享有ス但シ當事者間ニ契約アリタルトキハ其ノ契約ノ制限ニ從フ

第二十四條　文藝學術ノ著作物中ニ挿入シタル寫眞ニシテ特ニ其ノ著作物ノ爲ニ著作シ又ハ著作セシメタルモノナルトキハ其著作權ハ文藝學術ノ著作者ニ屬シ其著作權ト同一ノ期間內繼續ス

第二十五條　他人ノ囑托ニ依リ著作シタル寫眞肖像ノ著作權ハ其ノ囑托者ニ屬ス

第二十六條　寫眞ニ關スル規定ハ寫眞術ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ニ準用ス

第二十七條　著作權者ノ不明ナル著作物ニシテ未タ發行又ハ興行セサルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ發行又ハ興行スルコト得

第二十八條　外國人ノ著作權ニ付テハ條約ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外本法ノ規定ヲ適用ス但シ著作權保護ニ關シ條約ニ規定ナキ場合ニハ帝國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ發行シタル者ニ限リ本法ノ保護ヲ享有ス

第二章　僞作

第二十九條　著作權ヲ侵害シタル者ハ僞作者トシ本法ニ規定シタルモノノ外民法第三編第五章ノ規程ニ從ヒ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三十條　既ニ發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニヨリ複製スルハ僞作ト看做サス

第一　發行スルノ意志ナク且機械的又ハ化學的方法ニ依ラスシテ複製スルコト

第二　自己ノ著作物中ニ正當ノ範圍內ニ於テ節錄引用スルコト

第三　普通教育上ノ修身書及讀本ノ目的ニ供スル爲ニ正當ノ範圍內ニ於テ拔萃蒐輯スルコト

第四　文藝學術ノ著作物ノ文句ヲ自己ノ著作シタル脚本ニ挿入シ又ハ樂譜ニ充用スルコト

第五　文藝學術ノ著作物ヲ說明スルノ材料トシテ美術上ノ著作物ヲ挿入シ又ハ美術上ノ著作物ヲ說明スルノ材料トシヲ文藝學術ノ著作物ヲ挿入スルコト

第六　圖畫ヲ彫刻物模型ニ作リ又ハ彫刻物模型ヲ圖畫ニ作ルコト

本條ノ場合ニ於テハ其出所ヲ明示スルコトヲ要ス

第三十一條　帝國ニ於テ發賣頒布スルノ目的ヲ以テ僞作物ヲ輸入スル者ハ僞作者ト看做ス

第三十二條ノ一　練習用ノ爲ニ著作シタル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ僞作者ト看做ス

第三十二條ノ二　活動寫眞術ニ依リ他人ノ著作物ヲ複製シ又ハ興行スル者ハ僞作者ト看做ス

第三十三條　善意ニシテ且過失ナク僞作ヲ爲シテ利益ヲ受ケ之カ爲ニ他人ニ損失ヲ及ホシタル者ハ其ノ利益ノ存スル限度ニ於テ之ヲ返還スルノ義務ヲ負フ

第三十四條　數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ僞作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ告訴ヲ爲シ及自己ノ……ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應シテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三十五條　僞作ニ對シ民事ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既ニ發行シタル著作物ニ於テ其ノ著作者トシテ氏名ヲ揭ケタル者ヲ以テ其ノ著作者ト推定ス

無名又ハ變名著作物ニ於テハ其ノ著作物ニ發行者トシテ氏名ヲ揭ケタル者ヲ以テ其ノ發行者ト推定ス

未タ發行セサル脚本及樂譜ノ興行ニ關シテハ

其ノ興行ニ著作者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作者ト推定ス

著作者ノ氏名ヲ顯ハササルトキハ其ノ興行者ヲ以テ其ノ著作者ト推定ス

第三十六條　僞作ニ關シ民事ノ出訴又ハ刑事ノ起訴アリタルトキハ裁判所ハ原告又ハ告訴人ノ申請ニ依リ保證ヲ立ヲシメ又ハ立テシメスシテ假ニ僞作ノ疑アル著作物ノ發賣頒布ヲ差止メ若ハ之ヲ差押ヘ又ハ其ノ興行ヲ差止ムルコト得

前項ノ塲合ニ於テ僞作ニ非サル旨ノ判決確定シタルトキハ申請者ハ差止又ハ差押ヨリ生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第三章　罰則

第三十七條　僞作ヲ爲シタル者及情ヲ知テ僞作物ヲ發賣シ又ハ頒布シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條　僞作物及專ラ僞作ノ用ニ供シタル器械器具ハ僞作者、印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル塲合ニ限リ之ヲ沒收ス

三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條　第二十條第三十條及第二項ノ規定ニ違反シ出所ヲ明示セスシテ複製シタル者竝第十三條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條　著作者ニ非ラサル者ノ氏名稱號ヲ附シテ著作物ヲ發行シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條　著作權ノ消滅シタル著作物ト雖モ之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其ノ題號ヲ改メ若ハ著作者ノ氏名稱號ヲ隱匿シ又ハ他人ノ著作物ト詐稱シテ發行シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條　虛僞ノ登錄ヲ受ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條　僞作物及專ラ僞作ノ用ニ供シタル器械器具ハ僞作者、印刷者、發賣者及頒布者ノ所有ニ在ル塲合ニ限リ之ヲ沒收ス

第四十四條　本章ニ規定シタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス但シ第三十八條ノ塲合ニ於テ著作者ノ死亡シタルトキ竝第四十條乃至第四十二條ノ塲合ハ此限ニ在ラス

第四十五條　本章ノ罪ニ對スル公訴ノ時效ハ二年ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第四章　附則

第四十六條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治二十六年法律第十六號版權法明治二十年勅令第七十八號脚本樂譜條例明治二十年勅令第七十九號寫眞權條令ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第四十七條　本法施行前ニ著作權ノ消滅セサル著作物ハ本法施行ノ日ヨリ本法ノ保護ヲ享有ス

第四十八條　本法施行前僞作ト認メラレサリシ製物ニシテ既ニ復製シタルモノ又ハ複製ニ着手シタルモノハ又ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得

前項ノ複製ノ用ニ供シタル器械器具ノ現存スルトキハ本法施行後五年間仍其ノ作製ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得

第四十九條　本法施行前翻譯シ又ハ翻譯ニ着手シ其ノ當時ニ於テ僞作ト認メラレサリシモノハ之ヲ完成シテ發賣頒布スルコトヲ得但シ其ノ翻譯物ハ本法施行後七年內ニ發行スルコトヲ要ス

前項ノ翻譯物ハ發行後五年間仍之ヲ複製スルコトヲ得

第五十條　本法施行前既ニ興行シ若ハ興行ニ着手シ其ノ當時ニ於テ僞作ト認メラレサリシモノハ本法施行後五年間仍興行スルコトヲ得

第五十一條　第四十八條乃至第五十條ノ塲合ニ於テハ命令ノ定ムル手續ヲ履行スルニ非サレハ其ノ複製物ヲ發賣頒布シ又ハ興行スルコト

ヲ得ス

著作者不明ノ著作物ニ關スル件

（明治三十二年六月、内務省令第二十七號）

著作權法第二十七條ニ依リ著作物ヲ發行又ハ興行セントスル者ハ其ノ由著作物ノ題號及著作者ノ氏名稱號等ヲ官報及東京ノ四社以上ノ重ナル新聞紙竝ニ著作者ノ氏名住所明ナル場合ハ其居住地ノ新聞紙ニ七日以上廣告スヘシ

前項期日ノ最終日ヨリ六箇月以内ニ著作權者ノ出テサルトキハ之ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約

（明治四十三年九月八日公布）

第一條　締盟國ハ文學的美術的著作物ニ關シ著作者ノ權利ヲ保護セムカ爲同盟ヲ組織ス

第二條　「文學的及美術的著作物」ナル名稱ハ複製ノ方法若ハ形式ノ如何ヲ問ハス、書籍小册子及其ノ他ノ文書。演劇脚本、樂譜入演劇脚本、登場カ文書其ノ他ノ方法ヲ以テ定メラレタル舞譜及無言劇（パントミーム）。文句入リ又ハ文句ナシノ樂譜。圖畫、油畫、建築、彫刻、銅版畫又石版畫ニ關スル著作物。圖解、地圖。地理學、地文學、建築學若ハ科學ニ關スル圖、畫及模型ノ如キ文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル一切ノ製作物ヲ包含ス、翻譯、翻案、變曲其ノ他文學的若ハ美術的著作物ノ變形複製物竝異ナリタル著作物ノ編輯物ハ原作者ノ著作者ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ原著作物ト同一ニ保護セラルヘキモノトス

締盟國ハ前二項ニ規定セル著作物ノ保護ヲ爲スヘキ義務ヲ有ス

工業ニ應用シタル美術物ハ各國内國法ノ認ムル場合ニ於テ之ヲ保護スヘキモノトス

第三條　本條約ハ寫眞及之ト類似ノ方法ヲ以テ

作リタル著作物ニ適用ス締盟國ハ之ヲ保護スヘキ義務ヲ有ス

第四條　同盟國ノ一ニ屬スル著作者ハ公ニセサル若ハ同盟國ノ一ニ於テ始メテ公ニシタル著作物ニ關シ著作者ノ本國以外ノ國ニ於テ其ノ國法カ内國人ニ現ニ許與シ若ハ將來許與スヘキ權利竝特ニ本條約ニ依リ許與セラレタル權利ヲ享有ス右權利ノ享有及行使ハ何等方式ノ履行ヲ要セス其ノ享有及行使ハ著作物ノ本國ニ於ケル保護ノ存在ニ係ルコトナシ從テ本條約ニ定メタル規定ノ外保護ノ範圍竝權利防衛ノ爲著作者ニ擔保セラレタル救濟ノ方法ハ專ラ保護ノ要求セラルル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス

公ニセサル著作物ニ關シテハ著作者ノ屬スル國ヲ以テ著作物ノ本國トシ公ニシタル著作物ニ關シテハ第一發行ノ國ヲ以テ本國トシ數箇ノ同盟國ニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ右諸國ノ中ニ付其ノ國法ノ許與スル保護ノ期關最モ短キ國ヲ以テ其ノ本國トス國盟ニ屬セサル國ト同盟國トニ於テ同時ニ公ニシタル著作物ニ關シテハ同盟國ヲ以テ本國ト看做ス

公ニシタル著作物トハ本條約ノ意義ニ於テハ刊行シタル著作物ヲ云フ演劇脚本若ハ樂譜入演劇脚本ノ興行、音樂的著作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覽及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニアラサルモノトス

第五條　同盟國ニ屬スル著作者ニシテ他ノ同盟國ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ公ニシタルトキハ其國ニ於テ内國著作物ト同一ノ權利ヲ有ス

第六條　同盟國ニ屬セサル著作者ニシテ國盟國ノ一ニ於テ始メテ其ノ著作物ヲ公ニシタルトキハ其ノ國ニ於テハ内國著作者ト同一ノ權利ヲ享有シ他ノ同盟國ニ於テハ本條約ノ許與スル權利ヲ享有ス

第七條　本條約ニ依リ許與スル保護ノ期間ハ著作者ノ生存間及其ノ死後五十年トス

然レトモ同盟國ノ凡テカ前項ノ期間ヲ採用セサル場合ニ於テモ保護期間ハ保護ノ要求セラレタル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス且著作物ノ本國ニ於テ定メタル期間ヲ超過スルコトヲ得ス從テ締盟國ハ自國ニ於ケル期間ニ合致スル範圍內ニアラサレハ前項ノ規定ヲ適用スルヲ要セス

寫眞著作物及寫眞ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル著作物、遺著、無名若ハ變名著作物ニ關シテハ保護ノ期間ハ保護ノ要求セラレタル國ノ法律ニ依ルヘキモノトス但シ著作物ノ本國ニ於ケル期間ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條　公ニセサル著作物ノ著作者ニシテ同盟國ノ一ニ屬スル者及同盟國ノ一ニ於テ始メテ公ニシタル著作物ノ著作者ハ原著作物發行ノ爲若ハ節用編輯ノ爲ニ文學的若ハ美術的著作物ヲ適法ニ拔萃スルノ權能ニ關シテハ同盟各國ノ法律及同盟國間ニ現存シ

作物ヲ翻譯シ若ハ翻譯セシムル特權ヲ享有ス

第九條　同盟國ノ一ニ於ケル新聞紙若ハ定期刊行物中ニ揭ケタル「ローマン、フオイユトン」、「ヌーヴエル」及其ノ他目的ノ如何ヲ問ハス文藝學術若ハ美術ノ一切ノ著作物ハ著作者ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ他國ニ於テ轉載スルコトヲ得ス「ローマン、フオイユトン」、「ヌーヴエル」以外ノ新聞紙ノ記事ハ轉載ヲ禁止スル明示ナキ場合ニ於テハ他ノ新聞紙ニ轉載スルコトヲ得但シ其ノ出所ヲ示スコトヲ要ス此ノ義務ニ對スル制裁ハ保護ノ要求セラレタル國ノ法律ニ依リテ之ヲ定ム

本條約ノ保護ハ時事ノ記事若ハ單ニ新聞ノ報道ニ過キサル雜報ニハ之ヲ適用セス

第十條　教科用ニ供シ又ハ科學的ノ性質ヲ有スル著作物發行ノ爲若ハ節用編輯ノ爲ニ文學的若ハ美術的著作物ヲ適法ニ拔萃スルノ權能ニ關シテハ同盟各國ノ法律及同盟國間ニ現存シ若ハ將來締結スヘキ特別ノ取極ニ準據スヘシ

第十一條　本條約ノ規定ハ公ニシタルモノト否トヲ問ハス演劇脚本若ハ樂譜入演劇脚本ノ興行及音樂的著作物ノ演奏ニ之ヲ適用ス

演劇脚本若ハ樂譜入演劇脚本ノ著作者ハ原著作物ニ關スル其ノ權利ノ存續スル期間內ハ其ノ翻譯ノ許可ナキ興行ニ對シテ保護セラルルモノトス

本條ノ保護ヲ享有セムカ爲ニハ著作者ハ著作物發行ノ際其ノ興行又ハ演奏ヲ禁示スルコトヲ明示スルヲ要セス

第十二條　翻案、變曲及小說若ハ詩歌ト演劇脚本トノ相互ノ變作等ノ如キ文學的若ハ美術的著作物ノ許可ナキ間接ノ剽竊ハ同一ノ形體若ハ其ノ他ノ形體ニ於テ單ニ主要ナラモル變更增補又ハ節約ヲ加ヘタル複製ニ過キスシテ新著作物タル性質ヲ具備セサル場合ニ於テハ本約ヲ適用スヘキ不法複製中ニ包含セラルヘモ

モノトス

第十三條　音樂的著作物ノ著作者ハ左ノ事項ヲ許可スル特權ヲ有ス

（一）音樂的著作物ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ其ノ著作物ヲ寫調スルコト

（二）前項ノ機器ヲ以テ其ノ著作物ヲ演奏スルコト

本條ノ適用ニ關スル留保及條件ハ各國ノ內國法ノ定ムル所ニ依ル但シ此ノ種ノ留保及條件ハ之ヲ定メタル國ニノミ效力ヲ有ス

第一條ノ規定ハ溯及效ヲ有セス從テ同盟國ニ於テハ其ノ國ニ於テ本條約實施前適法ニ機械的器具ニ寫調シタル著作物ニハ適法セス

本條第二項第三項ノ規定ニ基ク寫調ニシテ利害關係人ノ許可ナク且之ヲ適法ト認メサル國ニ輸入セラレタル場合ニ於テハ其ノ國ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第十四條　文學的學術的若ハ美術的著作者ハ活動寫眞ニ依ル複製及興行ヲ許可スルノ特權ヲ有ス活動寫的製作物ハ著作者カ登場若ハ現出セラレタル事件ノ組合セニ依リ其ノ製作物ニ人的且原始的ノ性質ヲ與ヘタル場合ニ於テハ之ヲ文學的若ハ美術的著作物ト看做ス

文學的學術的若ハ美術的著作物ノ活動寫眞ニ依ル複製ハ原著作物ト同一ニ保護セラルヘキトス但シ原著作者ノ權利ヲ害スルコトヲ得ス

前三項ノ規定ハ其ノ他活動寫眞術ト類似ノ方法ヲ以テ作リタル複製物若ハ製作物ニ適用ス

第十五條　本條約ニ便リテ保護セラルル著作者ハ反對ノ證據ナキ限リ眞正ノ著作者ト看做サレ從テ同盟國ノ裁判所ニ於テ僞作者ニ對シテ訴訟ノ提起ヲ許容セラレムカ爲ニハ自己ノ氏名ヲ普通ノ方法ニ依リ其ノ著作物ニ記載スルヲ以テ足レリトス

無名又ハ變名著作物ニ關シテハ其ノ著作物ニ

記名シタル發行者ニ於テ著作者ニ屬スル權利ヲ防護スルノ權能ヲ有ス發行者ハ別ニ證據ヲ要セスシテ無名又ハ變名著作者ノ承繼人ト看做サルヘキモノトス

第十六條　總テ僞作物ハ原著作物カ法律上ノ被保護權ヲ有スル所ノ同盟國ノ當該官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ同盟國ニ於テハ著作物カ保護セラレス若ハ保護ノ止ミタル國ヨリ來ル複製物ヲモ差押フルコトヲ得

右ノ差押ハ各國ノ法律ニ從テ之ヲ行フモノトス

第十七條　本條約ノ規定ハ同盟各國ノ政府カ法律ノ規定若ハ警察處分ニ依リ當該官廳ヲシテ著作物ノ發賣頒布、興行、公示ヲ許可シ監督シ禁止セシムルノ權利ニ何等ノ影響ヲ及ホササルモノトス

第十八條　本條約ハ本條約實施ノ際其ノ本國ニ

於テ保護期間ノ滿了ニ依リ未タ公有ニ屬セサル一切ノ著作物ニ適用ス

然レトモ著作物カ保護ノ滿了ニ依リ保護ノ要求セラルル國ニ於テ公有ニ屬セル場合ニ於テハ其ノ著作物ハ更ニ保護セラルルコトナシ

右原則ノ適用ハ之ニ關シ同盟國間ニ現存シ若ハ將來締結スヘキ特別條約ノ規定ニ從フヘキモノトス但シ之ニ類スル規定存在セサルトキハ各國其ノ關スル所ニ從ヒ右原則ノ適用ニ關スル方法ヲ定ムヘシ

前三項ノ規定ハ新同盟國加入ノ場合及保護期間カ第七條ノ適用ニ依リ擴張セラレタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第十九條　本條約ノ規定ハ同盟國ノ法律ニ依リ外國人ノ爲ニ定メラルル一層寬大ナル規定ノ適用ヲ妨ケス

第二十條　同盟國政府ハ同盟ニ依リ附與セラレタル權利ヨリ廣大ナル權利ヲ著作者ニ附與ス

ルコトニ付若ハ本條約ニ牴觸セサル限リハ他ノ規定ヲ設ケテ各國相互間ニ特別ノ取極ヲ締結スルノ權ヲ留保ス此ノ條件ニ反セサル現存ノ取極ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第二十一條　「文學的及美術的著作物保護萬國同盟事務局」ナル名稱ヲ附セル萬國事務局ハ之ヲ維持ス

右事務局ハ瑞西聯邦政府ノ下ニ之ヲ置ク瑞西聯邦政府ハ其ノ組織ヲ定メ且其ノ事務ヲ監督ス

佛蘭西語ヲ以テ萬國事務局ノ公用語トス

第二十二條　萬國事務局ハ文學的及美術的著作物ノ著作權保護ニ關スル各種ノ報告ヲ蒐集編纂シテ之ヲ發行ス萬國事務局ハ同盟共同ノ利益ニ關スル事項ヲ講究ス而シテ又諸政府ヨリ受領シタル書類ヲ參照シテ同盟ノ目的ニ關スル諸問題ヲ佛蘭西語ニテ記載シタル定期刊行ノ雜誌ヲ編纂ス同盟國政府ハ經驗上必要ト認

ムル塲合ニ於テハ各國共同ノ合意ヲ以テ萬國事務局ヲシテ他ノ一箇若ハ數箇ノ國語ヲ以テ雜誌ヲ發行セシムル權利ヲ留保ス

萬國事務局ハ常ニ文學的及美術的著作物ノ保護ニ關シ同盟國ノ必要ナリトスル事務ニ付其ノ請求ニ應シテ特殊報告ヲ與フルコトヲ要ス

萬國事務局長ハ其ノ所管事務ニ付每年報告書ヲ作リ之ヲ同盟各國ニ報告ス

第二十三條 萬國事務局ノ經費ハ各締盟國共同シテ之ヲ負擔ス其ノ經費總額ハ更ニ議定スル迄ハ一箇年六萬「フラン」ヲ超過スルコトヲ得ス此ノ年額ハ必要ナル塲合ニ於テハ單ニ第二十四條ニ揭クル萬囑會議ノ決議ヲ以テ增加スルヲ得ルモノトス

右ノ經費總額ニ對シ各國醵出割合ヲ定ムル爲ニ締盟國竝將來同盟ニ加入スル國ヲ六等ニ區分ス而シテ各等ノ醵出スヘキ單位ノ箇數ノ比例ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一等	二十五箇
第二等	二十箇
第三等	十五箇
第四等	十箇
第五等	五箇
第六等	三箇

右ノ系數ニ各等ノ國數ヲ乘シテ得タル積ノ和ハ箇數ノ總數ヲ示シ之ヲ以テ費用總額ヲ除シテ得タル商ハ一箇當リノ費用額ヲ示スモノトス

各國ハ加入ノ際前記等級中其ノ屬セムト欲スルモノヲ言明スヘシ

瑞西聯邦政府ハ萬國事務局ノ豫算ヲ調製シ其ノ支出ヲ監督シ必要ナル立換ヲ爲シ且每年出納ヲ計算ス而シテ其ノ出納計算ハ之ヲ他ノ同盟國政府ニ報告スルモノトス

第二十四條 本條約ハ同盟制度ヲ完全ナラシムヘキ改良ヲ加ヘムカ爲修正ヲ加フルコトヲ得

右ノ如キ問題其ノ他同盟ノ發達ヲ稗益スヘキ問題ハ各同盟國ニ於テ順次開設スヘキ萬國會議ニ於テ各國委員之ヲ審議ス萬國會議ヲ開設スヘキ同盟國ノ政府ハ萬國事務局ノ協力ヲ得テ其ノ準備ヲ爲ス事務局長ハ會議ニ列席シテ討論ニ加入スト雖議決ノ數ニ加ハラス

本條約ノ變更ハ同盟ヲ組成スル各國一致ノ合意ヲ得ルニアラサレハ同盟ニ對シテ其ノ效力ヲ有セス

第二十五條 同盟ニ加入セサル國ニシテ本條約ノ目的トセル權利ノ法律上ノ保護ヲ擔保スルモノハ其ノ請求ニ依リ加名スルコトヲ得ヘシ

右ノ加盟ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ申込ムヘシ而シテ該政府ヨリ之ヲ他ノ同盟國ニ報告スヘシ

新ニ加盟スル國ハ當然本條約ニ規定セル一切ノ條款ニ贊同シタルモノトシ本條約ニ規定セル一切ノ利益ヲ享受スヘシ然レトモ千八百八十六年九月九日附條約及千八百九十六年五月四日附追加規定ノ條項ヲシテ少クトモ一時本條約ノ當該規定ニ代ハラシムル必要ヲ認ムル塲合ニ於テハ其ノ規定ヲ指示スルコトヲ得

第二十六條 締盟國ハ何時ニテモ其ノ殖民地若ハ在外領地ノ爲本條約ニ加盟スルノ權利ヲ有ス

右ノ加盟ハ全殖民地若ハ在外領地ヲ加盟セシムヘキ一般ノ宣言又ハ特ニ加盟スヘキ部分ノ列擧若ハ單ニ其ノ加盟セサル部分ノ指摘ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ

右ノ宣言ハ書面ヲ以テ瑞西聯邦政府ニ通知スヘシ而シテ該政府ヨリ之ヲ他ノ同盟國ニ報告スヘシ

第二十七條 本條約ハ締盟國相互ノ關係ニ於テハ千八百八十六年九月九日附「ベルヌ」條約（同日追加條款及終局議定書ヲ包含ス）竝千八百九十六年五月四日附追加規定及解釋宣言書

ニ代ハルモノトス上記ノ諸條約ハ本條約ヲ批准セサル國トノ關係ニ於テハ仍存續スルモノトス

本條約ノ調印國ハ批准交換ノ際斯ノ點ニ關シテハ仍從前ノ條約ノ規定ニ依ラムコトヲ希望スル旨ヲ宣言スルコトヲ得

第二十八條　本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准ハ遲クトモ千九百十年七月一日迄ニ伯林ニ於テ交換スヘシ

各締盟國ヨリ批准交換ノ爲批准書各一通ヲ差出シ他ノ締盟國ヨリ提出シタルモノト共ニ瑞西聯邦政府ノ記錄中ニ之ヲ保管スルモノトス各締盟國ハ其ノ代ハリトシテ之ニ關與セシ各全權委員ノ記名シタル批准交換書一通ツヽヲ受領スヘシ

第二十九條　本條約ハ批准交換後三箇月ヲ經テ實施セラルヘシ而シテ其ノ有效期間ヲ定メス同盟ヲ脫スルノ通知ヲ爲シタル後一箇年ヲ經過スル迄有效ナルヘキモノトス

右ノ脫盟ハ瑞西聯邦政府ニ通知スヘシ右脫盟ハ其ノ之ヲ爲シタル國ニ對シテノミ有效ナルモノニシテ他ノ同盟國間ニ於テハ依然本條約ヲ繼續スルモノトス

第三十條　本條約第七條第一項ニ定ムル五十箇年ノ保護期間ヲ其ノ國法ニ採用スル國ハ之ヲ瑞西聯邦政府ニ書面ヲ以テ通知スヘシ而シテ該政府ハ直ニ之ヲ他ノ同盟國ニ報告スヘシ

第二十五條第二十六條及第二十七條ニ依リ爲シタル留保ヲ拋棄スル國ニ對シテモ亦前項ニ同シ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

千九百八年十一月十三日伯林ニ於テ本書一通ヲ作リ之ヲ瑞西聯邦政府ノ記錄ニ保管シ其ノ認證謄本ハ外交上ノ手續ニ依リ締盟國ニ交付ス

獨逸國	博士カー、フォン、スツツトフォン、コエルネルドウングス　ゲーベル、フォン、ハラントロボルスキー　ヨセフ、ニーレルオステリート
白耳義國	伯爵デラ、ファイー、ド、ルウエルゲム　ジユール、ド、ボルピグラーヴ　ヴオーヴエルマン
丁抹國	ジー、ヘーゲルマン、リンデンクローネ
西班牙國	ルユイ、ボロ、ド、ベルナベ　ウージユニオ、フエラツ
佛蘭西國	ジユール、カムボンエー、ラヴイツス　ボール、ヘルヴイウー　エル、ルノール　ガヴアリー　ゼー、ブルトン　ジオルジユ、ルコント
大不列顚國	エイチ、ジー、ベルギユヂオーヂ、アール、アスクウイスジエー、ド、サリス
伊太利國	バンサ　リユイギ、ルー　サミユエル、オツトレンギエミリオ、ヴネチアン　アヴ、オーギユストー、フエラリ
日本國	永野錬太郎　堀口九萬一
「リベリヤ」國	フオン、コエルネル
盧森堡國	伯爵ド、ウイラース
「モナコ」國	男爵ド、ローラン
諾威國	クラウス、ホエル
瑞典國	タウベ　ベー、エム、アフ、ユクラス
瑞西國	アルフレド、フオン、クラバレード

新聞紙法

（明治四十二年五月法律第四十一號）

第一條　本法ニ於テ新聞紙ト稱スルハ一定ノ題號ヲ用ヒ時期ヲ定メ又ハ六箇月以内ノ期間ニ於テ時期ヲ定メスシテ發行スル著作物及定時期以外ニ本著作物ト同一題號ヲ用ヒ臨時發行スル著作物ヲ謂フ

同一題號ノ新聞紙ヲ他ノ地方ニ於テ發行スルトキハ各別種ノ新聞紙ト看做ス

第二條　左ニ揭クル者ハ新聞紙ノ發行人又ハ編輯人タルコトヲ得ス

一　本法ヲ施行スル帝國領土内ニ居住セサル者

二　陸海軍軍人ニシテ現役若ハ召集中ノ者

三　未成年者、禁治產者及準禁治產者

四　懲役又ハ禁錮ノ刑ノ執行中又ハ執行猶豫中ノ者

第三條　印刷所ハ本法ヲ施行スル帝國領土外ニ之ヲ設クルコトヲ得ス

第四條　新聞紙ノ發行人ハ左ノ事項ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ

一　題號

二　揭載事項ノ種類

三　時事ニ關スル事項ノ揭載ノ有無

四　發行ノ時期、若時期ヲ定メサルトキハ其ノ旨

五　第一回發行ノ年月日

六　發行所及印刷所

七　持主ノ氏名、若法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名

八　發行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齡但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名年齡

前項ノ届出ハ持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署シタル書面ヲ以テシ第一回發行ノ日ヨリ十日以前ニ管轄地方官廳ニ差出スヘシ

第五條　前條第一項第一號乃至第三號ノ事項ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ第四號若ハ第六號ノ事項又ハ持主、編輯人、印刷人ノ變更ハ變更前又ハ變更後七日以内ニ前條ノ手續ニ依リ發行人ヨリ之ヲ内務大臣ニ届出ツヘシ但シ持主變更ノ届出ニハ死亡ニ因ル場合ノ外新舊持主又ハ其ノ法定代理人ノ連署ヲ要ス

第六條　死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル發行人ノ權利及義務ヲ承繼シタル發行人ハ其ノ發行人ト爲リタル日ヨリ七日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ノ外發行人ノ變更ハ變更ノ日ヨリ十日以前ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條　新聞紙ハ届出ヲ爲シタル發行時期又ハ發行休止ノ日ヨリ起算シテ百日間、三回發行ノ期間ヲ通シテ百日ヲ超ユル新聞紙ニ在リテハ三回發行ノ期間之ヲ發行セサルトキハ其發行ヲ廢止シタルモノト看做ス

第八條　發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リ後任ノ發行人若ハ編輯人ヲ定メサル間又ハ發行人若ハ編輯人一箇月以上本法ヲ施行スル帝國領土外ニ旅行スル場合ニ於テハ假發行人若ハ假編輯人ヲ設クルニ非サレハ新聞紙ノ發行ヲ爲スコトヲ得ス發行人及編輯人ニ關スル本法ノ規定ハ假發行人及假編輯人ニ之ヲ準用ス

第九條　編輯人ノ責任ニ關スル本法ノ規定ハ左ニ揭クル者ニ之ヲ準用ス

一　編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者

二　揭載ノ事項ニ署名シタル者

三　正誤書、辯駁書ノ事項ニ付テハ其ノ揭載ヲ請求シタル者

第十條　新聞紙ニハ發行人、編輯人、印刷人ノ氏名及發行所ヲ揭載スヘシ

第十一條　新聞紙ハ發行ト同時ニ內務省ニ二部管轄地方官廳、地方裁判所檢事局及區裁判所檢事局ニ各一部ヲ納ムヘシ

第十二條　時事ニ關スル事項ヲ揭載スル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ保證トシテ左ノ金額ヲ納ムルニ非サレハ之ヲ發行スルコトヲ得ス

一　東京市、大阪市及其ノ市外三里以內ノ地ニ於テハ二千圓

二　人口七萬以上ノ市又ハ區及其ノ市又ハ區外一里以內ノ地ニ於テハ一千圓

三　其ノ他ノ地方ニ於テハ五百圓

前項ノ金額ハ一箇月三回以下發行スルモノニアリテハ其ノ半額トス

保證金ハ命令ヲ以テ定ムル種類ノ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第十三條　保證金ニ對スル權利及義務ハ發行人變更ノ場合ニ於テ後任發行人之ヲ承繼スルモノトス

第十四條　保證金ハ發行ヲ廢止シタルトキニ非サレハ其ノ還附ヲ請求シ又ハ其ノ債權ヲ讓渡スルコトヲ得ス但シ國稅徵收法及之ヲ準用スル法令ヲ適用シ又ハ名譽ニ對スル罪ニ因ル損害賠償ノ判決ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　保證金ヲ納ムル新聞紙ニ關シ發行人又ハ編輯人罰金又ハ刑事訴訟費用ノ言渡確定ノ日ヨリ十日以內ニ之ヲ完納セサルトキハ檢事ハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ之ニ充ツルコトヲ得

第十六條　保證金ハ其ノ闕額ヲ生シタル場合ニ於テ之ヲ塡補スルニ非サレハ其ノ新聞紙ヲ發行スルコトヲ得ス但シ闕額ヲ生シタル日ヨリ七日以內ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　新聞紙ニ揭載シタル事項ノ錯誤ニ付其ノ事項ニ關スル本人又ハ直接關係者ヨリ正誤又ハ正誤書辯駁書ノ揭載ヲ請求シタルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル後次回又ハ第三回ノ發行ニ於テ正誤ヲ爲シ又ハ正誤ヲ揭載スヘシ

正誤、辯駁ハ原文ト同號ノ活字ヲ用フヘシ

正誤、辯駁ノ趣旨法令ニ違反スルトキ又ハ請求者ノ氏名住所ヲ明記セサルトキハ之ヲ揭載スルコトヲ要セス

正誤書、辯駁書ノ字數原文ノ字數ヲ超過シタルトキハ其超過ノ字數ニ付發行人ノ定メタル普通廣告料ト同一ノ料金ヲ要求スルコトヲ得

第十八條　官報又ハ他ノ新聞紙ヨリ抄錄セシ事項ニシテ官報又ハ新聞紙ニ於テ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ揭載シタルトキハ本人又ハ直接關係者ノ請求ナシト雖其ノ官報又ハ新聞紙ヲ得タル後前條ノ例ニ依リ正誤シ又ハ正誤書、辯駁書ヲ揭載スヘシ但シ料金ヲ要求スルコトヲ得ス

第十九條　新聞紙ハ公判ニ付スル以前ニ於テ豫審ノ內容其ノ他檢事ノ差止メタル搜查又ハ豫審中ノ被告事件ニ關スル事項又ハ公開ヲ停メタル訴訟ノ辯論ヲ揭載スルコトヲ得ス

第二十條　新聞紙ハ官署公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事ヲ許可ヲ受ケスシテ揭載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

第二十一條　新聞紙ハ犯罪ヲ煽動若ハ曲庇シ又ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤若ハ救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スルノ事項揭載スルコトヲ得ス

第二十二條　第四條乃至第六條ノ屆出ヲ爲サス若ハ屆出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ塡補スヘキ場合ニ於テ之ヲ納メ若シクハ之ヲ塡補セスシテ發行シタルトキハ正當ノ屆出ヲ爲シ又ハ保證金ヲ納メ若ハ之ヲ塡補スル迄管轄地方官廳ニ於テ新聞紙ノ發行ヲ差止ムヘシ

第二十三條　內務大臣ハ新聞紙揭載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ內務大臣ハ同一主旨ノ事項ノ揭載ヲ差止ムルコトヲ得

第二十四條　內務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セサル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙揭載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ其ノ本法施行ノ地域內ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

新聞紙ニ對シ一年以內ニ二回以上前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ內務大臣ハ其ノ新聞紙ヲ本法施行ノ地域內ニ輸入又ハ移入スルヲ禁止スルコトヲ得

第二十五條　前項第二項ニ依ル禁止ノ命令ニ違反シテ輸入又ハ移入シタル新聞紙及第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シテ發賣又ハ頒布シタル新聞紙ハ管轄地方官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十六條　本法ニ依リ差押ヘタル新聞紙ニシテ二年以上其ノ差押ヲ解除セラレサルトキハ差押ヲ執行シタル行政官廳ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條　陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ揭載ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條　第二條ニ該當スル者ニシテ事實ヲ詐リ發行人又ハ編輯人ト爲リタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條　第三條ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條　第四條乃至第六條ノ屆出ヲ爲サス若ハ屆出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ第四條第一項第一號、第四號乃至第六號ニ關シ屆出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シ又ハ第十一條ニ違反シタルトキハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條　第四條第一項第二號又ハ第三號ニ關シ屆出ノ事項ニ違反シタル行爲ヲ爲シタルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十二條　第八條第一項ニ違反シタルトキハ發行人死亡シ又ハ第二條ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ實際發行ヲ爲シタル者、其ノ他ノ場合ニ於テハ發行人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條　第十條ニ違反シ又ハ揭載ニ實ヲ以テセサルトキハ發行人及編輯人ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十四條　第十二條第一項、第二項第十六條ニ違反シ又ハ第二十二條ニ依ル差止ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人ヲ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條　第十七條第一項、第二項、第十八條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十六條　第十九條、第二十條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條　第二十一條ニ違反シタルトキハ編輯人ヲ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條　第二十三條ニ依ル禁止若ハ差止ノ命令、第二十四條ニ依ル禁止ノ命令、第四十三條ニ依ル禁止ノ裁判ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知リテ其ノ新聞紙ヲ發賣又ハ頒布シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條　第二十三條第一項第二十四條第一

項、第二十五條ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條　第二十七條ニ依ル禁止又ハ制限ノ命令ニ違反シタルトキハ發行人、編輯人ヲ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條　安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ新聞紙ニ揭載シタルトキハ發行人、編輯人ヲ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條　皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變改シ又ハ朝憲ヲ紊亂セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ揭載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條　第四十條乃至第四十二條ニ依リ處罰スル場合ニ於テ裁判所ハ其ノ新聞紙ノ發行ヲ禁止スルコトヲ得

第四十四條　本法ニ定メタル犯罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セス

第四十五條　新聞紙ニ揭載シタル事項ニ付名譽ニ對スル罪ノ公訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其ノ私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得若其ノ證明ノ確立ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ノ訴ニ對シテハ其ノ義務ヲ免ル

附　則

新聞紙條例ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ヨリ發行スル新聞紙ニシテ本法ノ規定ニ依リ保證金ニ關額ヲ生スルニ至リタルトキハ本法施行ノ日ヨリ三年間其ノ塡補ヲ猶豫ス

第二十六條ノ規定ハ本法施行前ノ差押ニ係ル新聞紙ニ之ヲ準用ス

此の商機を把握せられよ

出版業者各位に檄す

◆内地の出版業者各位が重大なる商機を逸して、平然として居らるゝのでないかと言ふのは、私共が近來抱いてゐる深刻なる疑問であります。

◆御承知の通り、國勢調査の結果、最近確定した朝鮮在住者の人口は千九百五十萬人であります。而してその内、内地人は大略四十萬人他は悉く朝鮮人であります。千九百萬人と申せば實に内地人口の三分の一を占めて居ります。此の大民衆の有する購買力が苟も商品の製造業者乃至は賣買業者にとつて閑却す可からざるものであることは多言の要なきを確信します。

◆而して此の千九百萬人中、百萬人は日本語を解し若くは日本文を讀み得るものであり、しかもそれらの人々が現在一家の首長であり、或は將來の首長たる可きものあることを思へば、日本語、日本文を理解し得る人々に朝鮮の消費力の大部分が握られてゐるといつてよいと思ひます。

◆全道壹阡を越える普通學校、二百を越える中等諸學校、專門學校、大學——これらは年々夥しき卒業生を産みまた年々新しき學生を收容し得ざるほどに彼等の向學熱は盛で、それだけ日本文の領域は廣まるのです。

◆茲に於て疑問が起るのです。何故、出版業者各位は、直接此の、新市場——に向つて商品の宣傳を閑却せられるかと。。進んで取り得可き利益を取ることを遲疑せられるかと。

◆我社は朝鮮に於て如何なる方面より御調査下さいましても、現在に於て最も發行部數の大なる新聞なることを斷言いたします。最近の調査に於ては、次位に位する發行部數を確實に維持する新聞の五割增の紙數を確實に維持して居ることを斷言いたします。而してこれまた如何に我社が朝鮮の大民衆の寵兒であり、愛人であり、味方であるかといふことを語るものです。

◆朝鮮人には朝鮮人の諺があります、感情があります。その愛する新聞によつて宣傳せられる商品を如何に彼等は親しきものに感じませう。朝鮮文によつて發行せられる朝鮮第一の大新聞によりて宣傳せられる出版物を、如何に彼等は信愛の念を以て迎えるでせう。

◆何卒、新年の劈頭に於て活眼を以て朝鮮に於ける商戰必勝の活機を捉えられんことを祈ります。

（朝鮮日報東京支局）
（電銀五七三番）

明治十年創刊

八頁無休刊

四國一の新聞として

廣告主各位が本紙を選ばる所以は

發行部數の多い事讀者の購賣力の旺盛なる事

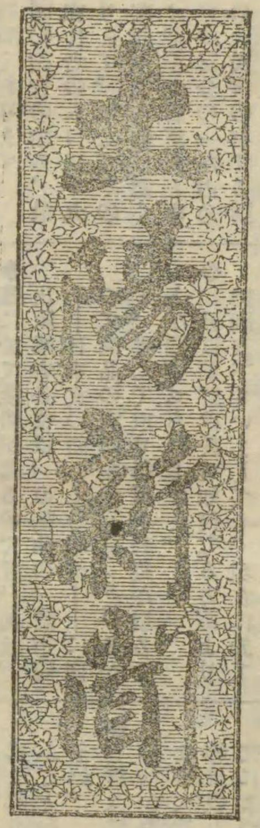

本社年中行事の中、本社演劇部專屬お伽劇、お伽繪噺、家庭劇は縣下の各小學校各劇場に絕へず開催し教育家は元より各家庭にも大好評を博して居りまして他社の企及し得ないものです、昨年は四國を巡遊し本年は滿洲を巡遊しました

本社　高知市

東京　京橋區南鍋町二ノ四

支局　電話銀座四五三〇番　一五二四番

唐手大家　富名越義珍先生著

中判洋綴函入美本三百四頁全一冊挿入寫眞二百十七葉　金二圓八十錢　送料金二十錢

五版

鍊膽護身　カラテ　唐手術

強盜白刃ピストル恐るゝに足らず

此の唐手術で一擊を加ふれば如何なる暴漢も忽ち悶絕す

唐手は空手である、たゞ一拳を如法に揮つて、强敵と戰ふ護身術であつて、敵がどんな武器を持つてゐようと一向平氣、戰へば必ず勝つ是唐手術が天下無敵の稱ある所以である。本書は唐手の型や術や實戰方法等を二百十七枚の實演寫眞と對照しつゝ極めて明細に詳述したもので老人も子供も奥樣も其他誰でも容易に練習熟達することが出來而も健康增進の運動となり膽力鍊磨の修養となる等眞に萬人必備必讀の良書である。これ敢て世人の愛讀と活用をのぞむ所以である。

東京市南槇町十八　廣文堂　振替東京四六八四　電話京橋一八〇五

朝鮮新聞界の權威にして朝鮮政治
經濟社會の狀勢を細大網羅し悉さ
ざるは莫し

嚴正中立、報道迅速、公正確實、
迅速を生命とする朝滿文化の唯一
機關也

釜山日報社

（資本金貳拾五萬圓）

株式會社

社長　芥川正
理事　奈良好三
理事　坂本靜太郎
編輯監事　高原木二
編輯長　間城益二
政治部主任　間城益二
經濟部主任　泉泰運
社會部主任　堺新太郎
商況部主任　藤田登
校正主任　櫻井晋也
廣告部長　永延清四郎
販賣部長　大倉倉次郎
會計部長　芳崎節之助
副事業部長　永延清四郎
工場長　佐藤伊吉
湖南線總務　坂本靜太郎
江原道總務　大野常吉
京城支社長　田中市之助
大邱支社長　竹内俊夫
馬山支社長　高橋武夫
平壤支社長　間城向陽
東京支局長　堀克已
大阪支局長　浮田金次

（年中無休刊）

創刊明治十九年

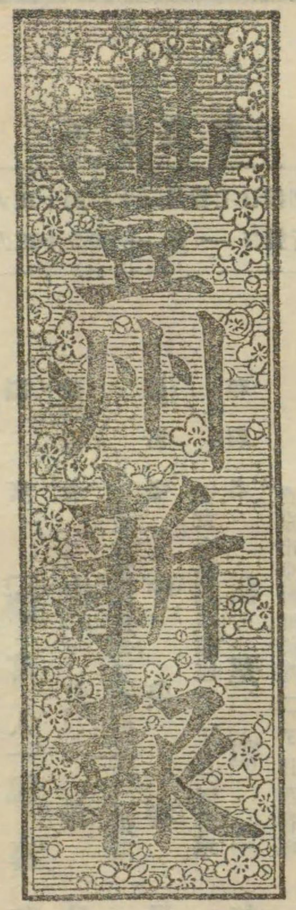

朝夕八頁

本社　大分市荷揚町二番地
電話五番五五〇番七二七番
東京支局　本郷區駒込蓮華町
電話小石川三五八五番

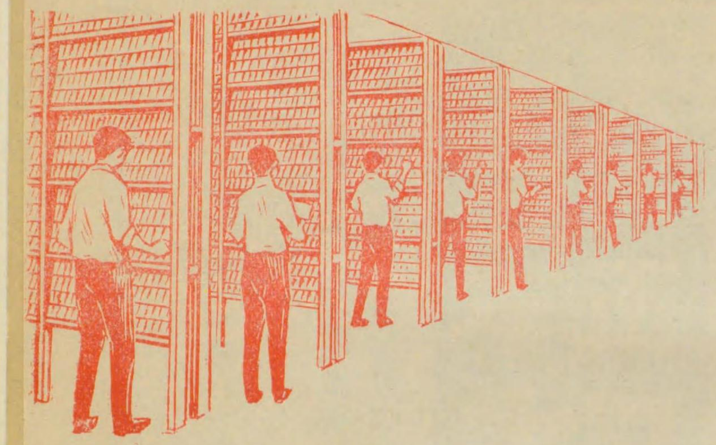

活

明朝各號 及び ポイント各號活字

見本帳進呈

迅速納入出來ます

字

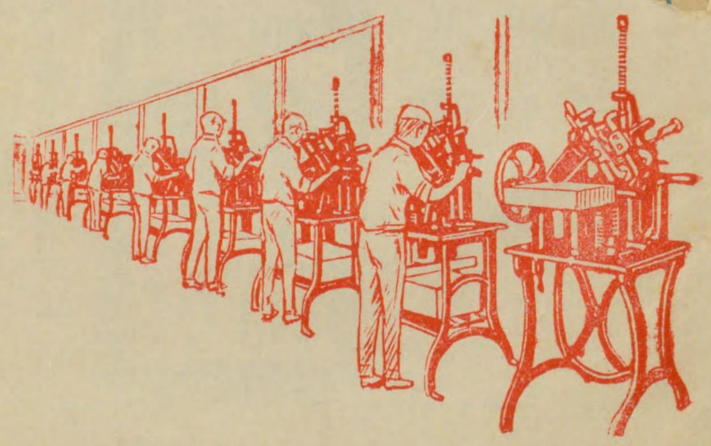

東京市日本橋區本町二丁目六番地

啓光社活版製造所

電話大手一六六六番
振替東京六七七一三番

一九二六年版 **出版年鑑** 【定價八十錢】

不許復製

大正十四年十二月廿七日印刷
大正十五年一月一日發行

編輯者 國際思潮研究會「讀書人」編纂部
代表者 中泉春男 東京市芝區白金三光町三四二番地
發行者 中泉春男 東京市京橋區銀座二丁目四番地
印刷者 飯尾龍三郎 東京市京橋區銀座二丁目四番地
印刷所 明治印刷株式會社東京支店

發行所 東京市芝區白金三光町三四二 振替東京七二二二二 國際思潮研究會

大正十五年 朝日年鑑

特色

▽記事統計の精確　▽製本堅牢
▽内容豊富最新　▽印刷鮮明
▽價格頗る低廉　▽寫眞鮮麗

年鑑の使命——は記事の豊富と最新且正確なることにある、我年鑑は徒に發行日を急ぐ事なく、年鑑の本能を極度に發揮することに努力した、試に一本を備へられんことをすゝむ。

四六判記事八百頁
寫眞三十二頁

一部八十錢（送料十二錢）

東京朝日新聞社發行

振替東京一七三

エ+13 S18

本社の國産商品館と經營新聞

九州日報
朝刊八頁 夕刊四頁
發行所 福岡市

佐賀毎日新聞
朝刊八頁 夕刊四頁
發行所 佐賀市

佐世保新報
朝刊八頁 夕刊四頁
發行所 佐世保市

鹿島毎日新聞
朝刊八頁 夕刊四頁

本社が創業四十年記念事業の一として新築したる國産商品館は

優良商品の推奨
不良廣告の根絶
廣告能率の増進

以上三大使命を果すべく生れたものであります

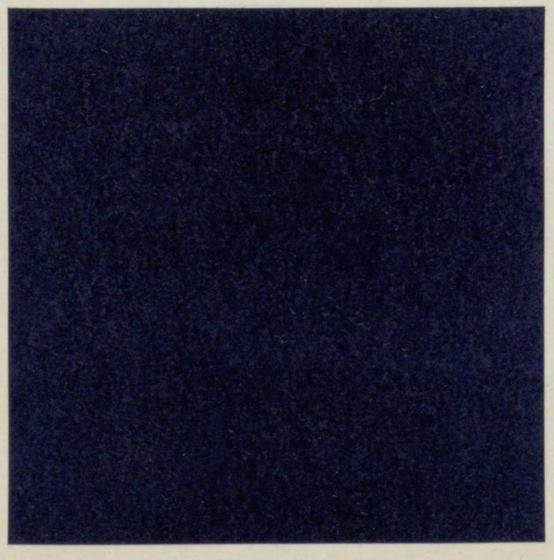

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

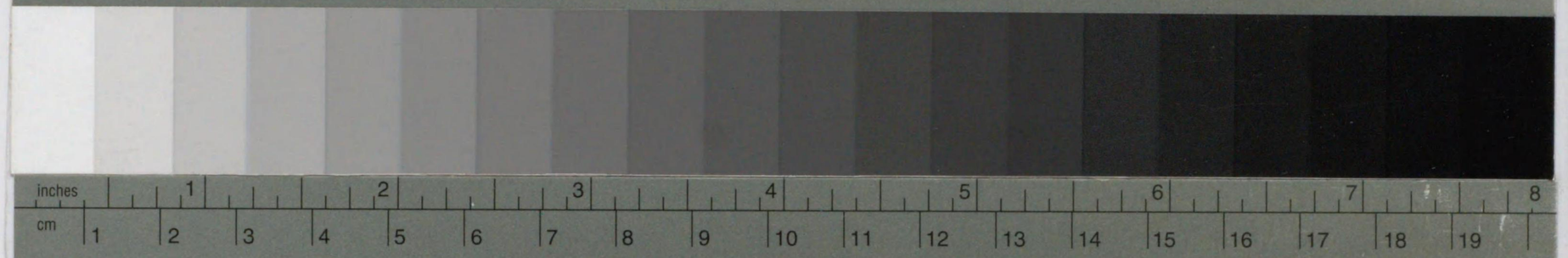

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak
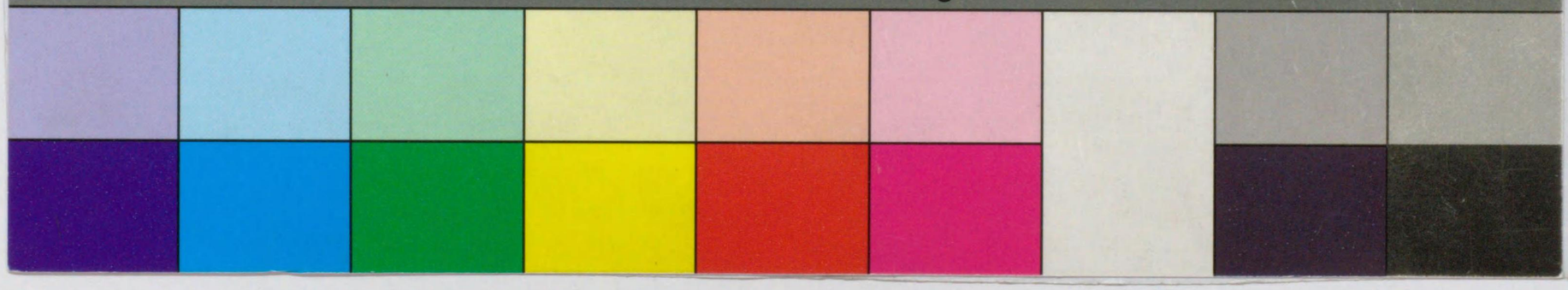
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black